第2次洋野町
地域福祉活動計画

「地域の絆と福祉力でともに支え合うまちづくり」

計画期間　2019 年度～2023 年度

平成 31 年３月

社会福祉法人洋野町社会福祉協議会

は　じ　め　に

今日、少子高齢化や地域・家庭のつながりの希薄化が進むとともに、近年多発する災害への備えや社会的孤立、子どもの貧困が社会問題になるなど、地域の福祉課題は複雑かつ顕在化しており、より深刻な状況となっています。

こうした状況の中で、多くの町民が住み慣れた家庭や地域で、安心して心豊かに健やかに暮らせる地域社会を実現するためには、「日頃、身のまわりで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家庭内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、ＮＰＯなどの活動（互助）で解決する。さらに、介護保険制度、医療保険制度など社会保障制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給等行政でなければできないことは、行政が中心となって解決する（公助）」といった重層的かつ相互的に進めて行くことが重要です。

こういった昨今の社会状況の変化や新たな課題に対応するため、平成 26 年３月に策定した洋野町地域福祉活動計画に基づき、地域社会を取り巻く様々な福祉課題の解決に向けて取り組んで参りましたが、この度、同計画の成果や課題を検証し、第２次洋野町地域福祉活動計画を策定いたしました。この計画は、医療・介護・障がい福祉制度ごとに「縦割り」で整備された公的な支援体制を見直し、個人や世帯が抱える問題に包括的に対応する「地域共生社会」の実現を目指し、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進するため、平成 31 年度からの５年間に取り組むべき具体的な活動内容となっています。

今後の計画実現に向けて、町民の皆様と地域福祉に関わるあらゆる団体と連携を図りながら、進めて参りたいと考えておりますので、町民皆様の更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました本計画策定委員会委員・オブザーバーの皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました町民の皆様並びに関係者の皆様に心より感謝とお礼を申し上げます。

平成 31 年３月

社会福祉法人
洋野町社会福祉協議会
会長　奥　寺　保　雄

目　次

第１章　計画策定にあたって　1
　１　計画策定の趣旨　1
　２　計画の位置づけ　2
　３　計画の期間　3
　４　計画の策定体制　3
第２章　地域福祉を取り巻く現状　4
　１　人口の構造等　4
第３章　計画の基本的な考え方　10
　１　計画の基本理念　10
　２　計画の基本目標　10
　３　活動の基本原則　11
　４　計画の体系　12
第４章　実施計画　13
　１　地域で絆を深めるまちづくり　13
　　(1) 地域福祉の意識づくり　13
　　(2) 地域の交流の推進　16
　　(3) 生きがい活動の推進　19
　２　地域でともに支え合うまちづくり　21
　　(1) 地域福祉のネットワークづくり　21
　　(2) ボランティア活動の促進　23
　　(3) 団体活動への支援　25
　３　地域で適切な支援を受けられるまちづくり　28
　　(1) 情報提供・相談体制の充実　28
　　(2) 権利擁護の推進　30
　　(3) 福祉サービスの充実　32
　４　地域で安心・安全のまちづくり　36
　　(1) 災害時支え合いの推進　36
　　(2) 防犯対策の充実　38
　　(3) ユニバーサルデザインのまちづくり　40
第５章　社会福祉協議会の基盤強化　42
　１　現状　42
　２　基本方針　42
　３　今後の取り組み　42
第６章　計画の推進　43
　１　計画の周知　43
　２　連携・協働　43
　３　計画の進捗管理　43

資　料

１　第２次洋野町地域福祉活動計画アンケート集計結果　44
２　住民懇談会等からの意見・要望　57
３　洋野町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱　58
４　第２次洋野町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿　60

第１章

計画策定にあたって

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

近年、少子高齢化、家族機能の低下、地域社会におけるつながりの希薄化等が進行し、地域社会の状況は大きく変容しています。このような中、社会的孤立や経済的困窮、虐待やいじめ、介護や子育てに対する不安等、これまでの福祉制度の枠組みでは対応が難しい様々な生活課題・福祉課題が生じています。

また、昨今、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなってきており、介護と育児に同時に直面する世帯や障がいのある子の親が高齢化し介護を要する世帯、精神疾患を患った方等地域生活を送る上で、福祉分野に加えて、保健医療や就労分野など横断的な支援を必要とするケースも増加してきています。

こうした中で、平成 28 年(2016 年)６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、子ども、高齢者、障がい者等あらゆる人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することとされました。

地域共生社会の実現に向けては、制度・分野ごとの縦割りから、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創ることが必要となっています。

これに伴い、平成 29 年(2017 年)５月に改正された社会福祉法により市町村に対して、包括的な支援体制の構築や地域福祉計画の充実が求められて、地域福祉計画を通じて、部局を超えた協働の仕組みができる体制を構築することが求められ、地域福祉活動計画との調和を図ることが必要とされています。

洋野町社会福祉協議会では、これまで平成 26 年３月に策定した「洋野町地域福祉活動計画」に基づき、地域社会を取り巻く様々な福祉課題の解決に向けて取り組んできました。この計画期間が平成 30 年度をもって終了することから、現在の社会情勢、法改正等を踏まえつつ計画の見直しを行い、「地域共生社会」の実現を目指し、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進するため、新たに「第２次洋野町地域福祉活動計画」を策定することといたしました。

２　計画の位置づけ

社会福祉法第 107 条では、地域福祉を積極的に進めていくため、市町村が「地域福祉計画」を策定することが定められており、洋野町では平成 25 年３月に「洋野町地域福祉計画」を策定しています。

地域福祉計画は、地域福祉推進の方針を示した行政計画であり、「地域福祉活動計画」は洋野町社会福祉協議会が策定する福祉活動を実行するための行動計画（民間計画）です。

洋野町と洋野町社会福祉協議会は、連携・協働して地域の課題を把握し、解決していかなければならず、二つの計画の整合性を図ることが重要です。計画としては別々なものですが、洋野町における地域福祉を推進するという目的は同じです。

これら二つの計画を、共通の目的に向かって融合させながら、洋野町における地域福祉を進めていくことができるよう、洋野町と洋野町社会福祉協議会がお互いに協働して、一体的な計画を策定していくことが必要です。

●地域福祉計画、地域福祉活動計画の関係図

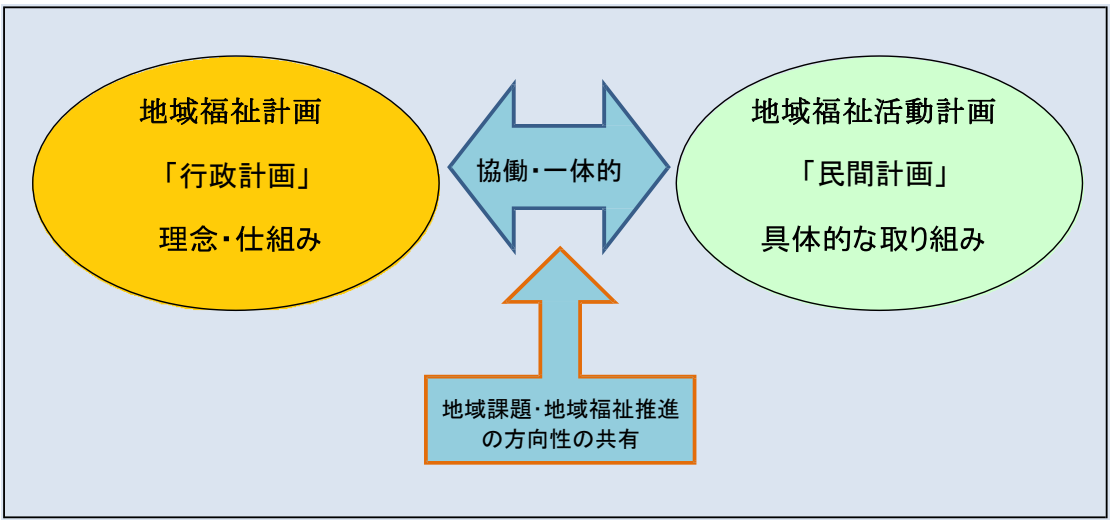

３　計画の期間

本計画は、平成 31 年度を初年度とし、平成 35 年度を最終年度とする５年間の計画です。

ただし、計画の実施状況や社会情勢の変化、住民を取り巻く状況の変化などに対応するため、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。

◎計画期間

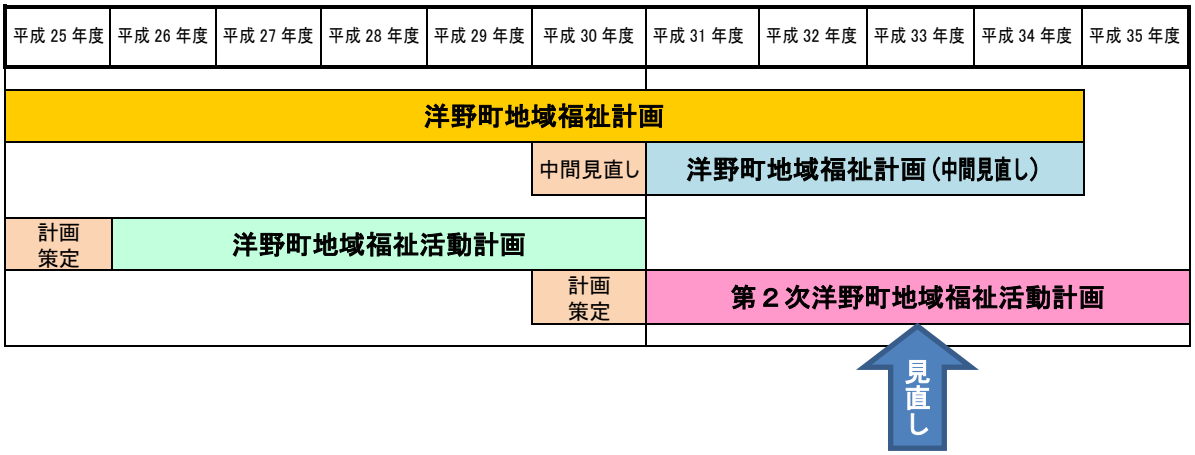

４　計画の策定体制

（１）洋野町地域福祉活動計画策定委員会

本計画を策定するにあたり、住民参加により計画を策定する場として、学識経験者、福祉関係者、保健医療関係者、行政機関関係者などの委員からなる「洋野町地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、審議・検討を行いました。

（２）アンケート調査の実施

町民の福祉に関する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、意見・要望を広くお伺いし、地域福祉活動計画策定の基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。

◎アンケート調査の実施概要

調査対象	町民 500 人を無作為抽出
調査方法	民生委員・児童委員による配布及び回収
調査期間	平成 30 年 10 月
回収結果	配布数：500 件　回収数：493 件　回収率：98.6%

（３）住民懇談会等の実施

本計画を策定するにあたり、ふれあい福祉懇談会（住民福祉懇談会）、福祉団体懇談会、社協事務局内検討会議及び関係者ヒアリングなどにおいて、地域課題等について検討しました。

第２章

地域福祉を取り巻く現状

第２章　地域福祉を取り巻く現状

１　人口の構造等

（１）人口等の推移

洋野町の人口は、減少傾向で推移し、平成 26 年から平成 30 年までの５年間で 1,259 人減少しています。

年齢３区分人口では、15 歳未満の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口が減少傾向にあり、65 歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

平成 26 年の高齢者人口割合（高齢化率）は 32.9%でしたが、平成 30 年には 37.5%となっており、人口の減少及び少子高齢化が急激に進行していることがわかります。

さらに、平成 29 年９月 30 日時点での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される人口構成となっています。また、年齢構成が高齢化している様子がうかがえるとともに、65～69 歳の構成人員が最も多く、今後５年以内での高齢者数の大幅な増加が予測できます。

●人口及び世帯の推移

（単位：人、世帯）

	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年
男性	8,765	8,671	8,560	8,317	8,197
女性	9,381	9,219	9,015	8,832	8,690
合計	18,146	17,890	17,575	17,149	16,887
世帯数	6,850	6,857	6,862	6,821	6,861

資料：住民基本台帳（各年 9 月 30 日現在）

●年齢３区分別人口推移

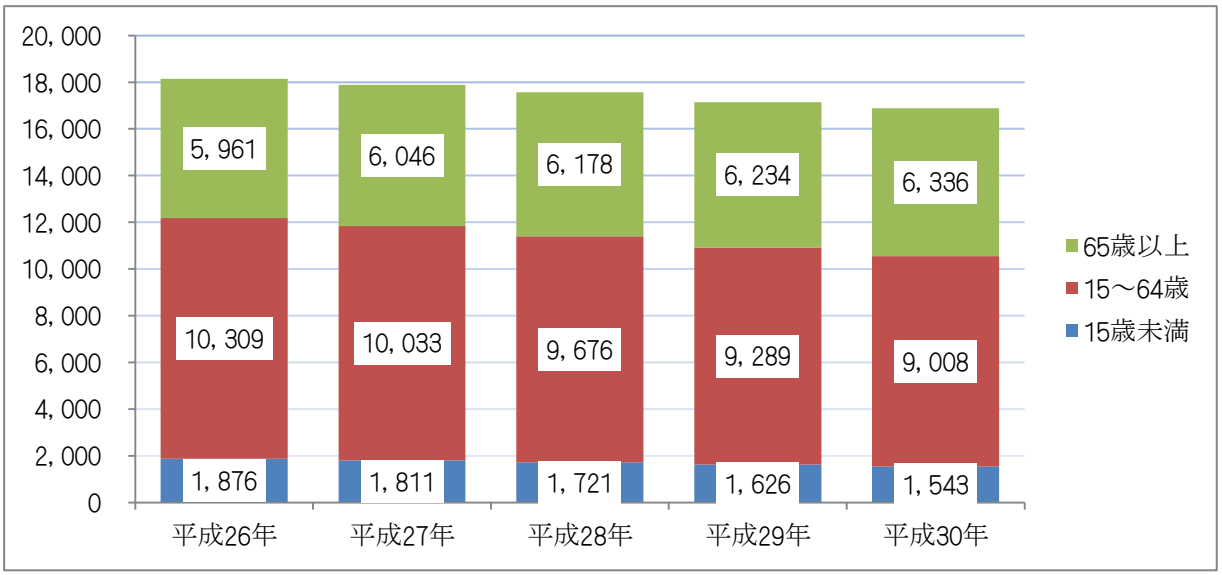

資料：住民基本台帳（各年 9 月 30 日現在）

●年齢３区分別人口割合推移

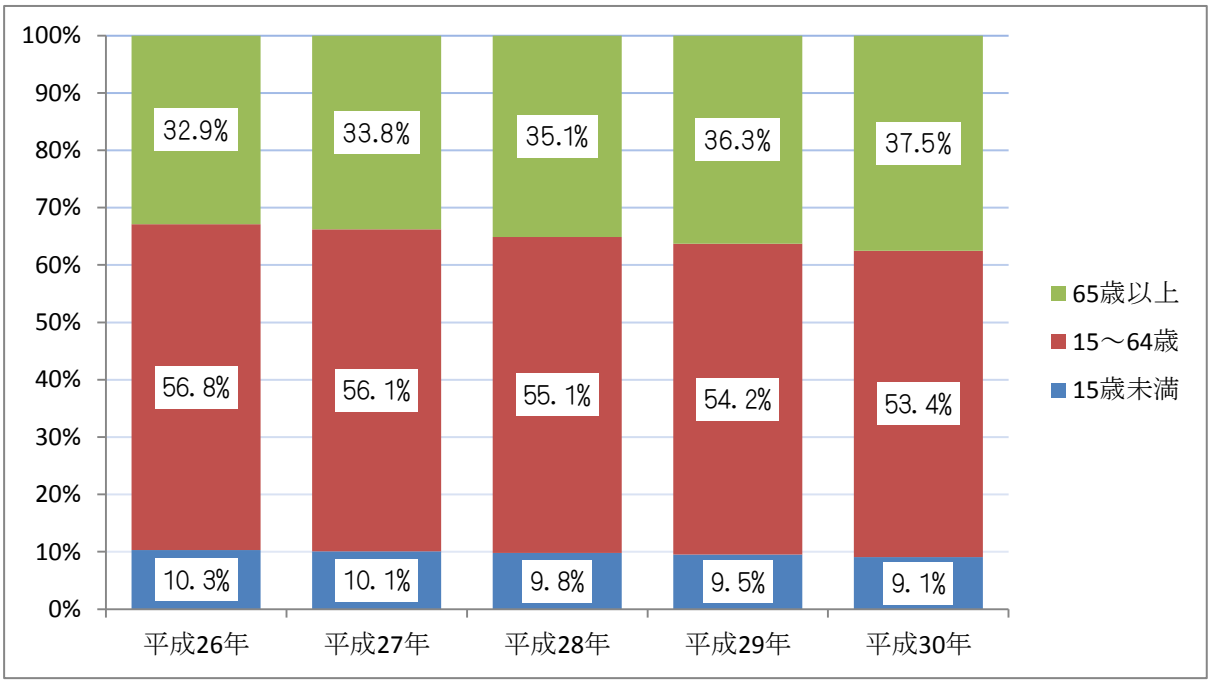

資料：住民基本台帳（各年９月 30 日現在）

●年齢３区分別人口割合推移

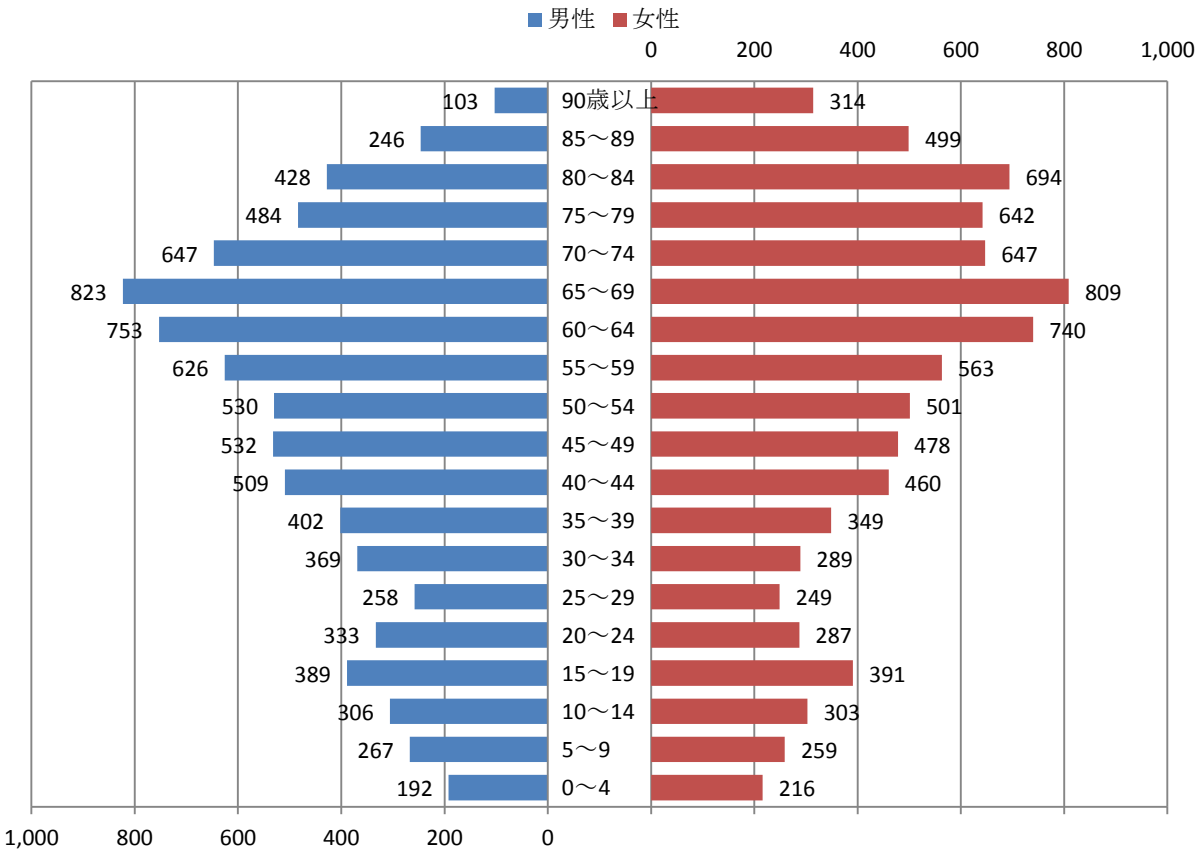

資料：住民基本台帳（平成 30 年９月 30 日現在）

（２）自然動態・社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、平成 29 年の自然増減は、200 人の減となっています。

また、社会動態について、転入数と転出数の推移をみると、常に転出数が転入数を上回り、平成２９年の社会増減は、121 人の減となっています。

●自然動態

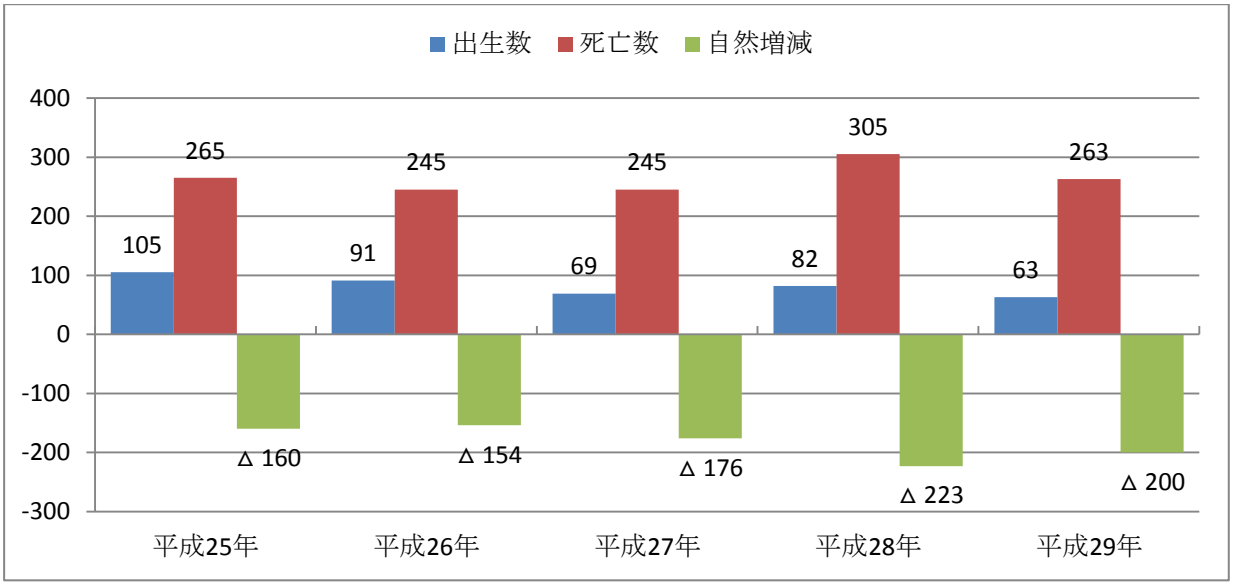

資料：岩手県人口移動報告年報

●社会動態

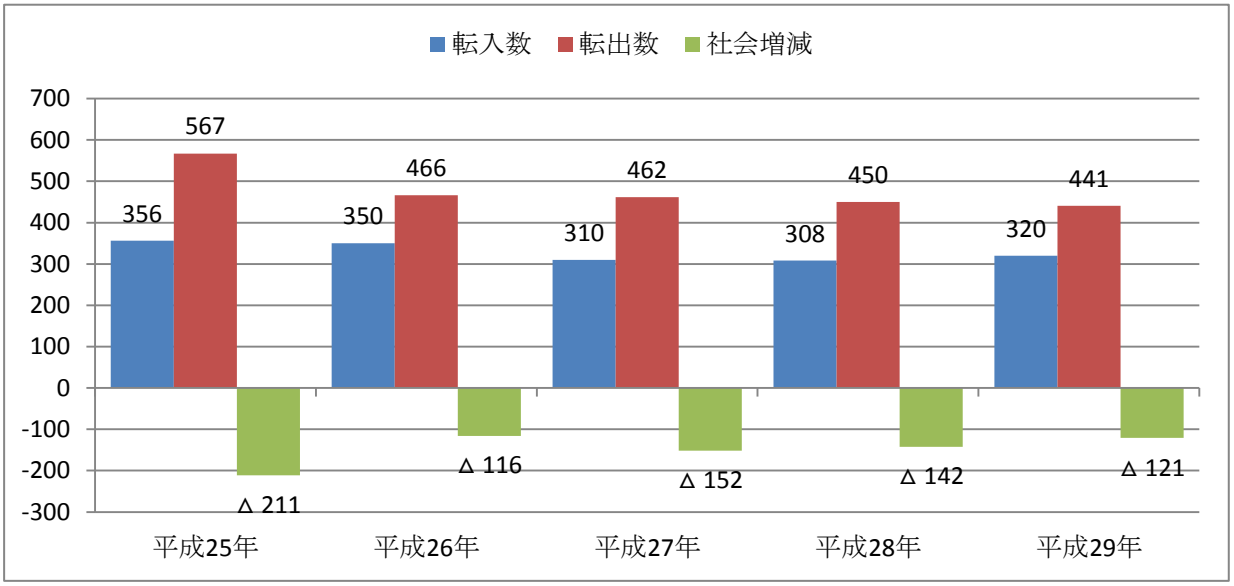

資料：岩手県人口移動報告年報

（３）出生率

町の出生率は、国、県より低く、平成 26 年から減少し、平成 28 年では 4.6 となっています。

合計特殊出生率は、国、県より高く、平成 28 年では、1.70 となっています。

●出生率（人口千対）

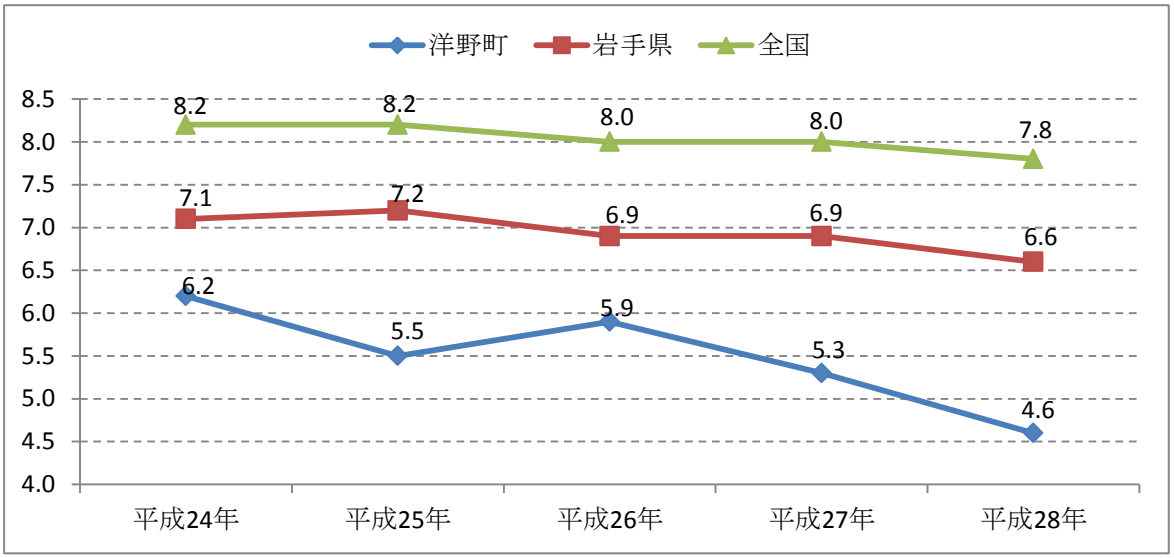

資料：岩手県保健福祉年報

●合計特殊出生率

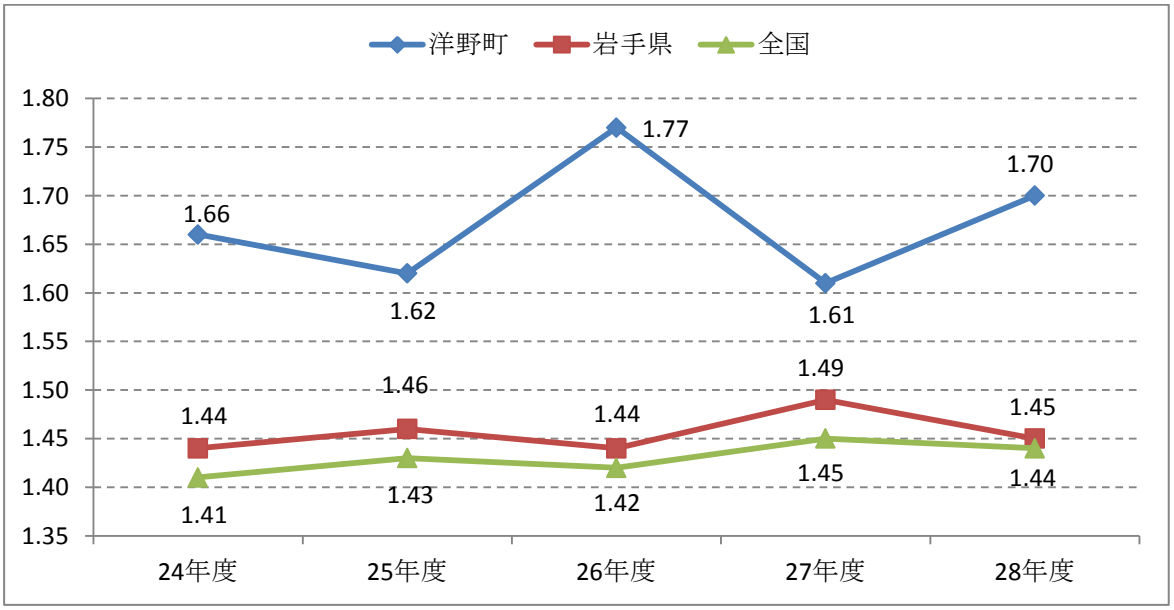

資料：岩手県保健福祉年報

（４）障がい者数

障がい者数は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の３種類とも、平成 26 年から増加傾向にあり、平成 29 年では総数 1,231 人で、人口の 7.2%を占めています。

●障がい者数の状況

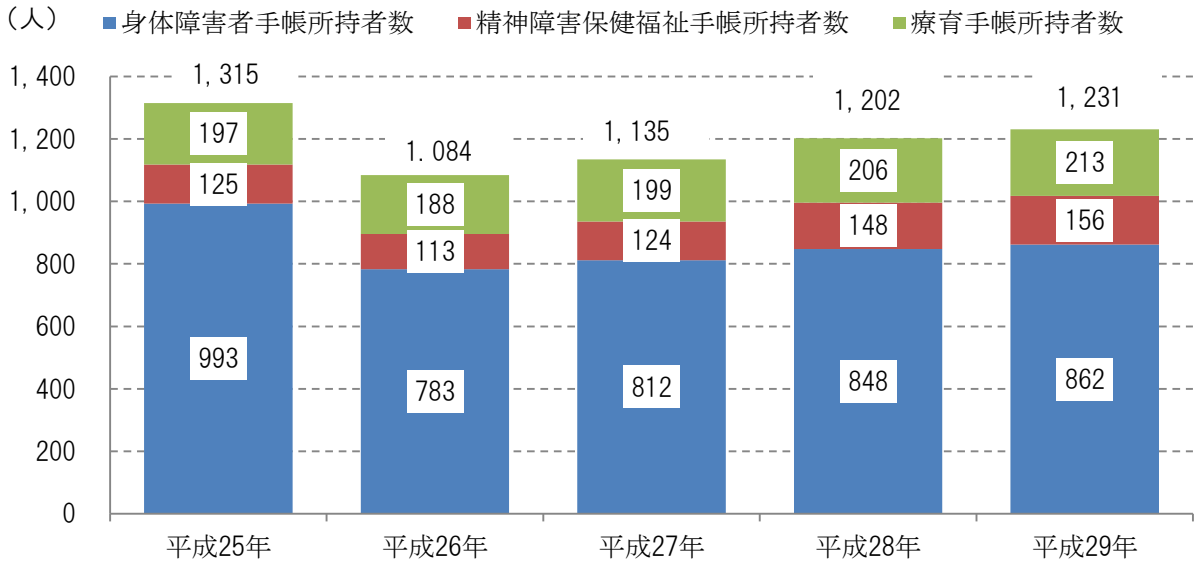

資料：福祉課（各年４月１日現在）

（５）要介護認定者の推移

要介護等認定者数の推移をみると要支援１が減少傾向、要介護１が増加傾向で推移し、平成 30 年の認定者数は 1,189 人となっています。

●要介護認定者の推移

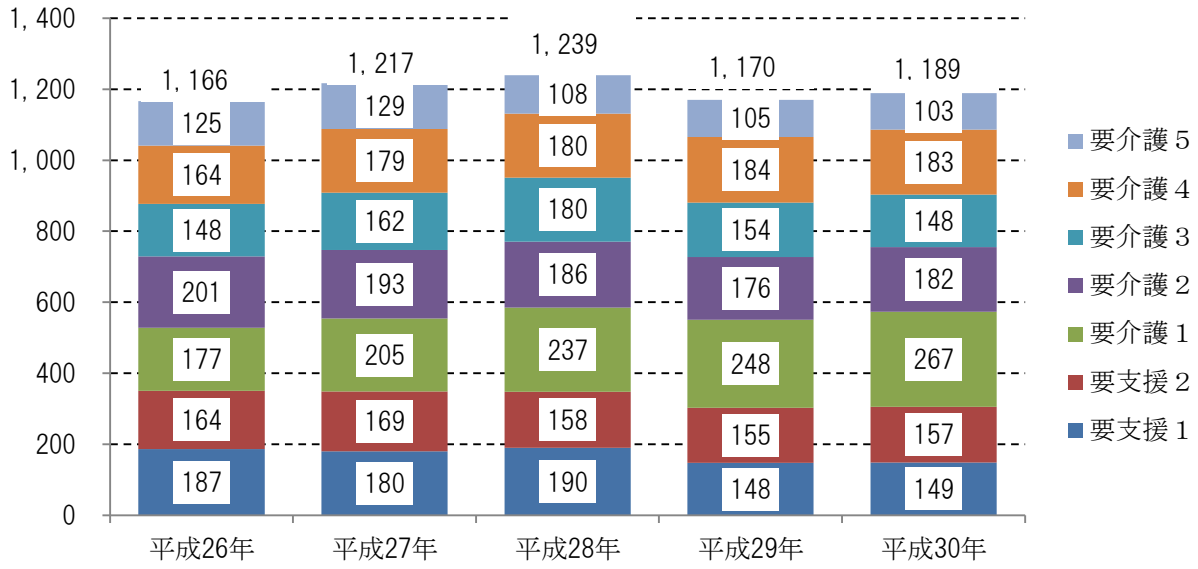

資料：介護保険事業状況報告（各年10月１日現在）

（６）生活保護の状況

生活保護の状況は、被保護世帯、被保護人員ともに緩やかな減少傾向にあり、平成２９年度は、被保護世帯数 175 世帯、被保護人員 238 人となっています。

●生活保護世帯数等

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
被保護世帯数（世帯）	182	183	177	175
被保護人員（人）	247	246	239	238
保護率（‰）	14.56‰	14.84‰	14.64‰	14.56‰

資料：洋野町生活保護台帳、住民基本台帳（各年 4月 1 日現在）

第３章

計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

地域の絆と福祉力でともに支え合うまちづくり

多くの町民が住み慣れた家庭や地域で、安心して心豊かに健やかに暮らせる地域社会の実現を願っています。そのためには、公的な福祉サービスだけでなく、地域住民の自主的な地域福祉活動と合わせた、協働による地域福祉の推進が必要と考えます。

また、現代社会は、少子高齢化や地域コミュニティの希薄、福祉ニーズの多様化等に伴い、個々が抱える福祉課題が複雑多様化しており、これまでのつながりだけでは解決することが困難になってきている状況であり、地域においては、その福祉課題を個々の課題と捉えるのではなく、地域の課題として地域全体で考え、解決に向けて行動する“地域の福祉力”を高めていくことが重要となっています。

このようなことから、本計画では、住民一人ひとりが“絆”を大切にし、お互いに支え合い・助け合う地域を推進することを目指し、「地域の絆と福祉力でともに支え合うまちづくり」を基本理念として定めます。

２　計画の基本目標

本計画における施策を推進する上で、洋野町地域福祉計画と連携し、次の４つの基本目標を定め、地域福祉活動を展開します。

基本目標１　地域で絆を深めるまちづくり

基本目標２　地域でともに支え合うまちづくり

基本目標３　地域で適切な支援を受けられるまちづくり

基本目標４　地域で安心・安全のまちづくり

３　活動の基本原則

地域福祉活動を展開する上で、次の５つの基本的な活動原則をふまえて、活動を進めます。

①住民ニーズの基本原則

広く住民の生活実態・福祉課題などの把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進めます。

②住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みを基礎とした活動を進めます。

③民間性の原則

社会福祉協議会等の民間団体・組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性・即応性・柔軟性をもって活動を進めます。

④公私協働の原則

公私の社会福祉及び保健・医療、教育、労働などの関係機関・団体、住民などの協働と役割分担により、計画的かつ総合的に進めます。

⑤専門性の原則

地域福祉の専門的な推進組織として、調査、研究、開発、情報、計画作成などに関する活動を進めます。

４　計画の体系

４つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取り組み項目を設定し、今後の取り組みの方向性と役割分担を明らかにします。

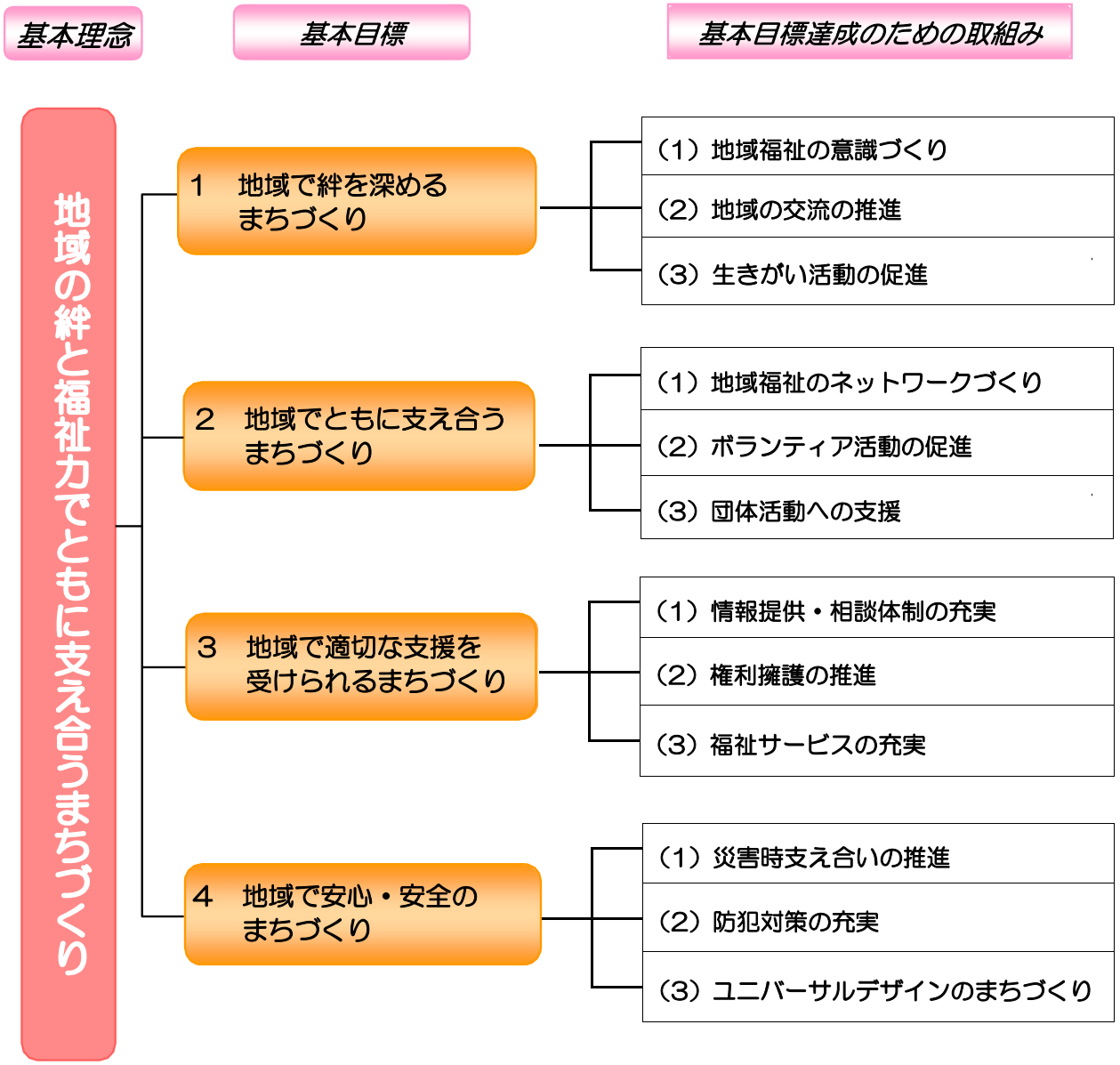

第４章

実施計画

第４章　実施計画

１　地域で絆を深めるまちづくり

（１）地域福祉の意識づくり

町民が地域活動に主体的に参加したり、地域での支え合いのしくみをつくったりするためには、町民一人ひとりがお互いに認め、理解しあい、地域意識（地域に関心を持ち、地域のことを知る）を高める必要があります。そのためには、地域での活動や近所付き合いについての重要性を見つめ直し、思いやりの心や地域住民同士が年齢や障がいの有無にかかわらず手を差し伸べられるような心づかいなど、福祉意識の醸成を図ることが重要です。

人口等の流動性が激しい都市部に比べると、町では、地域での昔ながらのつながりや支え合いの構図が残っていますが、以前に比べ希薄化が進んでいることは多くの町民の実感にもあります。アンケート調査によると、隣近所の方と、どの程度の付き合いをしているかという設問では、「立ち話や情報の交換をしあう程度の付き合いをしている」、「顔を合わせたとき、あいさつを交わす程度の付き合いをしている」、「簡単な頼みごとや、物の貸し借りなどをしあう程度の付き合いをしている」という回答が比較的多く、「困りごとを話し合うなど、家族同様の付き合いをしている」との回答も見られます。一方、「ほとんど付き合いがない」という回答も見られます。

また、地域福祉の意識の醸成には、幼少期からの福祉教育や交流教育※をはじめ、成人に対しての生涯学習や交流体験を通じての「心のバリア」を取り除くための環境づくりの推進が求められています。社会福祉協議会や学校、家庭などが連携してあらゆる機会をとらえ、地域での支え合いや差別しない心、互いに助け合う心の醸成などに努めることが必要です。

《今後の方向性》

- ●ホームページ、社協だよりをはじめ各種広報活動、地域福祉懇談会、福祉まつりなどの開催を通じて、町民の福祉意識の啓発に努めます。
- ●体験学習や出前講座、各種教室開催などにより世代間交流を含めた福祉教育を推進し、様々な立場を理解する機会を提供します。

※交流教育…障がいのある子どもが、小学校や中学校などの障がいのない子どもと交流することによって、学習面や生活面などにおいてさまざまな経験を交換しあい、人間形成、社会適応、学習活動など種々の面で、教育効果を増大させるために行われる教育活動をいう。

◇地域福祉の意識づくりに関する事業

現状と課題	1　各種広報紙等を発行しているが、地域福祉の意識醸成が十分に進んでいない。今後さらに内容を充実させる必要がある。 2　住民福祉懇談会を開催しているが、参加人数が少ない。 3　各種福祉活動やボランティア活動への理解、参加促進の機会が少ない。
実施計画	**1　広報活動の充実強化** ①広報紙「ひろの社協だより」の発行（年４回）【継続】 ・内容を工夫するなど広報活動の充実に努めます。 ②広報紙「ひろのふれあいサロンだより」の発行（年２回）【継続】 ・写真のカラー化について検討するなどサロンだよりの充実に努めます。 ③ホームページの運営・管理【継続】 ・最新の情報を提供するとともに、福祉ニーズの発掘及び地域福祉活動への理解と参加促進をさらに図ります。 **2　情報共有と福祉課題の掘り起し** ①住民福祉懇談会の開催（年3～4地区程度）【見直し】 ・開催の周知方法等について検討し、参加者の確保に努めます。 ②団体別福祉懇談会の開催（毎年１回程度）【見直し】 ・懇談団体の選定や開催頻度等について見直し検討します。 **3意識啓発と福祉教育の推進** ①社会福祉講座の開催（年３回～4回程度）【見直し】 ・他の研修会等と重複することが多いので、開催回数を見直します。 ・若年層も気軽に参加できるよう内容を検討し、地域課題の掘り起こしから問題解決まで、地域住民が主体となって取り組めるよう、福祉教育の推進と人材育成に努めます。 ②社会福祉大会の開催（隔年開催）【継続】 ・福祉意識の高揚と社会福祉の発展に尽力された方々を顕彰するため、継続して町と共催で隔年開催します。 ③福祉まつりの開催（隔年開催）【見直し】 ・町内のボランティア活動や地域福祉活動への理解と参加促進を図るため、継続して隔年開催します。 ・誰もが気軽に参加できるよう、開催時期や会場等について検討します。

◇年次計画

事業名	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
・社協だよりの発行	継続 年４回	→	→	→	→
・サロンだよりの発行	継続 年２回	→	→	→	→
・ホームページの運営・管理	継続	→	→	→	→
・住民福祉懇談会 ・団体別懇談会の開催	見直し	→	→	→	→
・社会福祉講座の開催	見直し	→	→	→	→
・社会福祉大会の開催		隔年開催		隔年開催	
・福祉まつりの開催	見直し 隔年開催		隔年開催		隔年開催

『洋野町社会福祉大会』

『ふれあい福祉懇談会』

『ひろの社協だより』

（２）地域の交流の推進

地域社会においては、家庭生活はもちろん、基本的なまとまり・つながりとなる単位で、地域でともに暮らす者同士、日頃から連携・連絡などを保つことが必要です。アンケート調査によると、地域で生じている様々な福祉分野の生活課題に対し、地域住民が自主的に、お互いに支え合い、助け合う関係が必要だと思うかでは、５割以上が「必要だと思う」と回答しています。

地域での支え合いを推進するためには、身近な地域に暮らす住民同士のふれあいや交流活動が活発に行われていることが重要なことから、世代を越えたふれあいの機会を充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

また、地域における住民のふれあいや交流活動は、強制されるものではありません。地域住民一人ひとりが、自ら行動を起こす意思や気持ちを行動へとつなげていくためにも、気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりが必要です。

アンケート調査によると、近所の人に受けたいと思う支援や協力は何かという設問では、「災害時の避難支援・安否確認」、「あいさつや安否確認など声かけ」、「除雪の手伝い」が比較的多い回答となっています。また、逆に近所の困っている人に対して、どのような援助ができるか尋ねたところ、「あいさつや安否確認などの声かけ」、「災害時の避難支援・安否確認」、「話し相手」、「除雪の手伝い」が比較的多い回答となっています。今後、このような地域で手助けしてほしいことや地域でできることが地域の中で日常的に当たり前になされ、特に高齢者の孤立死といった悲惨なケースが発生することのないよう、子どもから高齢者までだれもが地域福祉の担い手として活動できる環境づくりを推進します。

《今後の方向性》

- **●地域単位でのふれあい活動を通じて、同世代のみならず、世代間の交流やふれあいを啓発します。**
- **●「高齢者のふれあいサロン」「住民支え合いマップづくり」などの地域単位での活動支援を通じて、助けてほしいといえる環境づくり、ふれあいづくりに努めます。**
- **●出会いや結婚を希望する独身男女を応援するため、出会い支援をします。**

◇地域の交流の推進に関する事業

現状と課題	1　地域でのふれあいサロン活動が年々盛んになってきたが、町内全域へ浸透していない。また、要援護者を支援する「助け合いサロン」への取り組みを一層推進する必要がある。 2　婚活イベントは、関係機関・団体等との連携を強化し、参加者の確保に努めるとともに、「お見合いマッチングシステム」等、年間を通じた取り組みを検討する。 3　住民支え合いマップづくり活動が停滞していることから、活動の充実強化を図るとともに、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築する必要がある。 4　地域での支え合い・助け合い活動を推進するためには、困ったときに気軽に「助けて！」と言える環境づくりが必要だが、取り組みが不十分である。
実施計画	**1　ふれあい交流の推進** ①ふれあいサロン事業の推進【継続】 ・サロングループの拡大を図るとともに、寝たきりや認知症高齢者、障がい者なども気軽に参加できる「助け合いサロン」を目指します。また、世代間交流も積極的に推進します。 ②ひろの出会い支援事業の推進【継続】 ・結婚適齢期の独身者へ出会いの場を提供するとともに、「お見合いマッチングシステム」等、年間を通じた取り組みを推進するため、関係機関・団体などと情報交換、協議検討します。 **2　地域支え合い活動の推進** **①地域力強化推進事業の推進【新規】【重点事業】** ・住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築に努めます。 **②住民支え合いマップづくり事業の推進【継続】【重点事業】** ・これまでの活動を見直しするとともに、地域包括支援センターをはじめ、関係機関・団体などと連携を図り、ネットワークづくりを推進します。 ③助け合い起こし懇談会の開催【継続】 ・ふれあいサロン関係者を中心に、困ったときに気軽に「助けて！」と言える環境づくりに努めます。 ④助け合い起こし事例集の発行【廃止】 ・助け合い活動を集約した「事例集」作成については、住民支え合いマップづくり事業の停滞により、廃止することとします。

◇年次計画

事業名	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
・ふれあいサロン事業	継続 新規１団体 参加数+100 名		新規１団体 参加数+100 名		新規１団体 参加数+100 名
・ひろの出会い支援事業	継続 協議検討	マッチング			
・地域力強化推進事業【重点事業】	新規				
・住民支え合いマップづくり事業【重点事業】	継続 5 地区見直し				
・助け合い起こし懇談会の開催	継続 5 回開催				
・助け合い起こし事例集の発行	廃止				

『ひろの出会い支援事業「婚活支援者セミナー」』

（３）生きがい活動の促進

身体的な健康ばかりでなく、心身ともに健康であってこそ、地域で豊かな生活をおくることができます。身体的な健康維持、介護予防などの取り組みはもちろんですが、自分らしくいきいきと暮らしていくため、心の健康を満たす大きな要素である「生きがい」を地域社会の中でどう感じていけるかが重要な課題となります。

アンケート調査によると、どのような地域活動に参加しているかという設問では、「町内会の活動」という回答が最も多く、その他「消防・交通安全に関する活動」、「婦人会の活動」、「子ども会の活動」などがあげられましたが、「参加していない」という回答が、最も多い回答の「町内会の活動」に次ぐ結果となっています。

地域福祉活動にとどまらず、生涯学習や就労など、自らの知識や経験、能力、技術を活かし、生きがいを感じることのできる機会を増やすことも重要です。特に、高齢者が長い人生経験の中で会得した豊かな知識と経験を地域社会の様々な取り組み・活動に活かすことは、高齢者自身の生きがいにつながるとともに、地域福祉の充実と地域コミュニティの活性化に結びつく活動となることから、高齢者の生きがいづくりの機会を提供するとともに、高齢者が地域社会の一員として、いきいきとした活動が行えるための場づくりが重要となります。

《今後の方向性》

- **体験学習や出前講座、各種教室等を実施しサークル活動への協力援助など、生きがいづくりを支援します。**
- **サービスの提供機会などを通じ、利用者の生きがいやニーズの把握に努め、地域の様々な活動につながる情報を提供していきます。**

◇生きがい活動の促進に関する事業

現状と課題	1　一人暮らし高齢者を対象とした昼食会を実施しているが、ボランティアの高齢化や会員の減少等により年々困難になってきていることから、開催回数や開催時期等について検討し、ボランティアへ負担のかからない事業推進に努める必要がある。 2　生きがいづくり活動を推進するためのニーズ把握や情報提供及び支援体制が不十分である。
実施計画	**1　生きがい活動の推進** ①一人暮らし高齢者給食サービス事業（ほのぼの会）の開催【継続】 ・協力ボランティアへ負担がかからないよう、事業の推進に努めます。 ②一人暮らし高齢者の集い（ふれあい交流会）の開催【継続】 ・寒い時期に開催しているが、暖かい時期に開催する方向で検討する。 **2　生きがいづくり活動の支援** ①生きがい福祉講座の開催【廃止】 ・町老人クラブ連合会や町教育委員会でも同様の事業を行っており、本事業は廃止とし、今後は、町老人クラブ連合会事務局運営を通じて、各種の生きがい事業を展開し、高齢者等の生きがいづくり活動を支援する。 ②高齢者ゲートボール大会の開催【継続】 ・参加者の高齢化や競技人口の減少に伴い、参加者が年々減少傾向にある。また、同様の大会を町ゲートボール協会などが開催していることから、今後同事業の継続開催について協議検討する。

◇年次計画

事業名	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
・一人暮らし高齢者給食サービス事業（ほのぼの会）	継続 →	→	→	→	→
・一人暮らし高齢者の集い「ふれあい交流会」事業	継続 →	→	→	→	→
・生きがい福祉講座の開催	廃止				
・高齢者ゲートボール大会の開催	継続 協議検討 →	廃止			

２　地域でともに支え合うまちづくり

（１）地域福祉のネットワークづくり

一人暮らし高齢者、認知症高齢者、貧困及びひきこもりなど地域では様々な問題を抱えている人々が増えてきております。できる限り住み慣れた地域や家庭で心豊かな生活を送ることができるよう、地域での見守り支援体制を構築することが重要であります。

また、困難なケースについては専門機関等へつなげるなど、地域福祉のネットワークづくりの推進や情報共有に努める必要があります。

さらに、児童虐待や高齢者虐待、ドメスティック・バイオレンス（以下「ＤＶ」）などの人権侵害はあまり表に出ることなく、家庭内の問題として潜在化する傾向があります。各種相談機関や相談窓口もありますが、被害者が幼児や高齢者といった場合、訴えること自体が困難な場合も考えられます。

子どもや高齢者、障がいのある人に対しての家族や施設等における虐待は、虐待を受けている人に対する重大な人権侵害行為であり、発見者の通報義務の周知広報等を含めて、いち早く発見できるよう地域との連携に努める必要があります。

《今後の方向性》

●小地域を単位とした、見守り支援体制を構築するとともに、住民同士、住民と専門機関等とのネットワークづくりや情報共有に努めます。

●隣近所の見守りや相談窓口に、虐待やＤＶに関する情報があった場合には、対応策を検討するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、すみやかに関係機関へ連絡等の体制づくり、環境づくりを進めます。

◇地域福祉のネットワークづくりに関する事業

現状と課題	1　一人暮らし高齢者を対象としたみまもり支援事業のＰＲ活動不足などにより、利用者が減少している。 2　近年、住民支え合いマップづくり活動に対する意識が薄れ、活動が停滞してきている。 3　一人暮らし高齢者、認知症高齢者、貧困及びひきこもりなど地域では様々な問題を抱えている人々が増えているが、見守り支援体制やネットワークづくり及び情報共有が不十分である。 4　一人暮らし高齢者等が増え、緊急時の対応が課題となっている。
実施計画	1　**みまもり支援体制の充実強化** **<u>①住民支え合いマップづくり事業の推進【見直し】【重点事業】※再掲</u>** ②いわて“おげんき”みまもりシステム事業の推進【継続】 ・県社会福祉協議会と連携を図りながら事業を推進するとともに、積極的にＰＲ活動を行い利用者の拡大と見守り支援体制の充実強化に努めます。 ③安心カード普及事業の推進【継続】 ・緊急連絡先などを記入したカードを一人暮らし高齢者等要援護者宅に設置し、緊急時の連絡体制及び隣近所を中心とした見守り支援体制の構築に努めます。

◇年次計画

事業名	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
・住民支え合いマップづくり事業【重点事業】	継続 5 地区見直し	→	→	→	→
・いわて“おげんき”みまもりシステム事業	継続	→	→	→	→
・安心カード普及事業	継続	→	→	→	→

（２）ボランティア活動の促進

個人の自発的な意思によって活動するボランティアは、地域福祉を支える貴重な担い手であり、また、社会貢献を通じた自己実現、生きがいづくりともなります。

町には４つのＮＰＯ法人と 69 のボランティア団体があります。ボランティア活動については町社会福祉協議会が中心となって、ボランティアの育成や活動の推進、支援、連絡調整などを行っており、町の福祉行政や地域の福祉関係者などと連携して、活動の拡大に努めています。

今後も、町社会福祉協議会が中心となって、ボランティア活動に関する情報発信の強化や参加条件の工夫を図るなど、住民のボランティア活動への参加を促進するとともに、地域福祉の担い手となるボランティアリーダーやボランティアコーディネーターの育成に努めます。

《今後の方向性》

- ●様々なボランティア講座を開催し、ボランティア活動に関する学習の場を提供するとともに、ボランティアの育成を推進します。
- ●ボランティア講座や各種教室の開催日時に配慮し、幅広い年齢層や立場の方の参加を促します。
- ●ボランティア活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、有償ボランティアにも取り組み、ボランティア活動に参加しやすい環境をつくります。
- ●地域福祉の担い手となるボランティアリーダーやボランティアコーディネーターの育成に努めます。

◇ボランティア活動の促進に関する事業

現状と課題	1　各講座への参加者の固定化及びボランティアリーダーの高齢化が進んでいる。 2　学生のボランティア加入率が低いことに加え、ボランティアに関する情報提供が不十分である。 3　ボランティア活動センターが形骸化しており、取り組みが弱い。
実施計画	**1　意識啓発と人材育成** ①ふれあいサロン研修会の開催【継続】 ・地域包括支援センターや保健センターなど関係機関・団体と連携を図り、意識啓発とサロンリーダーの育成に努めます。 ②住民支え合いマップづくり研修会の開催【継続】 ・地域包括支援センターや婦人会など関係機関・団体等と連携を図り、意識啓発とマップづくりリーダー（世話焼きさん）の育成に努めます。 ③社会福祉講座の開催（ボランティアスクール含む）【継続】※再掲 **2　相談、登録あっせん等の推進** ①ボランティア活動センターの運営【見直し】 ・ボランティア活動に関するニーズ調査や情報交換などを通して、有償ボランティアの開拓及び登録あっせんに取り組むなど、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりと活動の活性化に努めます。

◇年次計画

事業名	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
・ふれあいサロン研修会	継続 →	→	→	→	→
・住民支え合いマップづくり研修会	継続 →	→	→	→	→
・社会福祉講座の開催	継続 見直し →	→	→	→	→
・ボランティア活動センターの運営	継続 見直し →	→	→	→	→

（３）団体活動への支援

ボランティア活動やＮＰＯ活動など、町民による社会福祉分野をはじめ幅広い分野での貢献活動への関心が高まっており、様々な地域活動が行われています。しかし、ボランティア団体やＮＰＯ法人が地域の福祉ニーズに対応した福祉活動を行うためには、団体相互の情報交換や地域住民との協働が必要です。ボランティア団体やＮＰＯ法人の活動がよく知られていなかったり、団体間の連携・情報交換が不十分なために効果的な活動ができないなど、諸課題も顕在化しています。

アンケート調査によると、地域の活動における問題点は、「活動する人（特に若年層）の確保が難しい」、「活動の中心になる人が高齢化している」、「活動に対する住民の関心が低い」などがあげられています。

福祉サービス等の利用者である町民は、サービスの受け手であると同時に、サービス提供の担い手でもあることから、新しい人材を育成していくことはもちろんのこと、既に活動している人や育成された人材の活動促進をする必要があります。

また、地域福祉の推進において団体等の活動は、支援の担い手として重要な位置を占めています。地域の福祉活動や福祉施策に対する町民の意識・関心の向上、理解を図り、今後とも各団体それぞれの特徴を活かし、互いに役割を分担・補完しながら連携して継続的に取り組んでいけるよう支援していくことが必要です。

さらに、自治会をはじめとして、人材を必要としている組織や場は数多くあることから、地域が必要としているニーズを的確につかみ、求められる適切な人材の育成が重要なことから体系的な分かりやすい人材育成のしくみに加えて、育成された人材が、自治会で活躍したり、ＮＰＯ法人やボランティアグループとして組織化したりするなど、地域で活躍できるような仕組みづくりが求められています。

《今後の方向性》

- **様々な講座を開催し、学習の場を提供するとともに、ボランティア等の育成を推進します。**
- **地域活動やボランティア活動などに取り組むメンバーやリーダー不足を解消できるよう、講座や教室の開催日時に配慮し、幅広い年齢層や立場の方の参加を促します。**
- **団体活動に関する相談体制を充実させるとともに、情報提供や啓発を行い、団体活動に参加しやすい環境をつくります。**
- **各団体と情報交換などを行い、各種研修会や専門講座などの開催を充実させ、人材の育成に努めます。**

◇団体活動への支援に関する事業

現状と課題	1　各種福祉団体の事務局支援を行っているが、業務量が多く社協事業に支障が生じている。支援の内容について見直しを図るとともに、自立した運営に向けて人材育成等に努める必要がある。 2　ボランティアグループに対する各種助成事業等の情報提供や支援活動が不十分であり、引き続き情報提供等周知に努める必要がある。
実施計画	**1　福祉団体等への支援活動** ①老人クラブ連合会への支援【見直し】 ・事務局の運営支援について、見直しを図るとともに、会員による自立した運営に向けた人材育成等を積極的に推進します。 ②民生委員児童委員協議会への支援【見直し】 ・事務局の運営支援について、見直しを図るとともに、会員による自立した運営に向けた人材育成等を積極的に推進します。 ③手をつなぐ親の会への支援【見直し】 ・事務局の運営支援について、見直しを図るとともに、会員による自立した運営に向けた人材育成等を積極的に推進します。 ④ボランティア連絡協議会への支援【見直し】 ・事務局の運営支援について、見直しを図るとともに、会員による自立した運営に向けた人材育成等を積極的に推進します。 ⑤身体障がい者協議会への支援【継続】 ・各種大会等の参加に係る支援を継続して行い、身体障がい者福祉の増進に努めます。 ⑥母子寡婦福祉協会への支援【廃止】 ・平成３１年３月末をもって解散の予定である。 ⑦地域福祉団体助成事業【継続】 ・各ボランティア団体等から活用してもらうため、財源の確保に努めるとともに広く情報提供を行います。 ⑧各種助成金の利用促進【継続】 ・各種機関による助成事業等の利用促進を図るため、各ボランティア団体等へ広く情報提供を行います。

◇年次計画

事業名	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
・老人クラブ連合会への支援	見直し →	→	→	→	→
・民生委員児童委員協議会への支援	見直し →	→	→	→	→
・手をつなぐ親の会への支援	見直し →	→	→	→	→
・ボランティア連絡協議会への支援	見直し →	→	→	→	→
・身体障がい者協議会への支援	継続 →	→	→	→	→
・母子寡婦福祉協会への支援	廃止				
・地域福祉団体助成事業	継続 →	→	→	→	→
・各種助成金の利用促進	継続 →	→	→	→	→

『町老人クラブ連合会主催「町シルバー芸能祭」』

３　地域で適切な支援を受けられるまちづくり

（１）情報提供・相談体制の充実

行政、社会福祉法人、ＮＰＯ法人等、様々な主体による福祉サービスが行われており、地域で支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。しかし、従来のような対象者種別、縦割り型のサービス提供体制の下では、相談窓口や情報、対応もバラバラになりがちで、利用者にとってはわかりにくく、利用しにくいものになっているという側面があります。

介護保険サービスをはじめ、多くの福祉サービスの利用が措置から契約へと移行した現在においては、利用者本位という考え方に立って、福祉サービスを必要とするすべての人が、自分に適した、質の高いより良いサービスを自らの意思で選択・利用できるようにしていくことが重要です。そのためには、まず、福祉サービスに関する情報提供の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える人々が、いつでも気軽に相談することができる相談体制の構築が必要です。

また、民生委員・児童委員、ボランティア、コミュニティ等、地域において福祉活動に関わっている人たちによる相談のみならず、近隣住民による安否確認、高齢者ふれあいサロン、井戸端会議などを通じて地域住民が相談に乗ってくれ、それぞれ適切な相談窓口につないでくれる「身近に相談できるつながれた相談窓口」となるよう、各種相談のネットワーク化を図ることが重要です。

アンケート調査によると、暮らしの中で、心配ごとや助けが必要なとき誰に相談しますかという設問では、「家族」、「知人・友人」、「親戚」など近親者や身近な人が上位をしめていることから、こうした相談される人たちが適切な対応をとれるように、福祉サービスなどに関する情報提供を幅広く行う必要があります。

さらに、利用者からの相談の中には、専門的・横断的な対応が必要な場合や、既存の公的サービスや民間サービスだけでは多様なニーズに対応できず、関係機関やボランティア、ＮＰＯ等が連携した関わりを必要とする場合も少なくありません。また、相談を待って対応するだけでなく、日頃から地域に支援を必要とする人がどのくらいいるのか、その人たちの状況はどうなのかを把握し、何らかの支援が必要であれば、積極的に働きかけて支援体制に結びつけていくことも必要です。

《今後の方向性》

- **●社協だよりや出前講座等による情報提供の充実を図るとともに、地域の身近なところで保健・福祉に関する相談をワンストップで受けることができる総合相談支援体制の整備を促進します。**
- **●職員の研修を行い、総合的に相談に応じる体制の強化に努めます。**

◇情報提供や相談体制の充実に関する事業

現状と課題	1　複合化・複雑化した課題に的確に対応できる体制が整備されておらず、早急に包括的・総合的な相談体制の構築が必要である。 2　社会経済環境等の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層（満 15 歳以上 64 歳未満の者）を含む生活保護受給者が増大しており、引き続き生活困窮者に対する自立に向けた支援体制の整備が必要である。
実施計画	1　**相談支援体制の充実強化** **<u>①多機関の協働による包括的支援体制構築事業【新規】【重点事業】</u>** ・複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。 ②心配ごと相談事業【継続】 ・各関係機関と連携し相談者の支援に努めるとともに、各種研修等を通して、相談業務に従事する職員の資質向上及び相談業務の強化を図ります。 ③生活困窮者自立支援事業【継続】 ・生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、各関係機関と連携し生活困窮者自立支援事業を引き続き推進します。

◇年次計画

事業名	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
・多機関の協働による包括的支援体制構築事業【重点事業】	新規 →	→	→	→	→
・心配ごと相談事業	継続 →	→	→	→	→
・生活困窮者自立支援事業	継続 →	→	→	→	→

（２）権利擁護の推進

福祉サービスは誰でも気軽に利用できるものでなければなりませんが、実際には、どの事業者のサービスが良いのかわからないとか、判断能力が不十分な人は利用できないとか、必ずしも利用しやすいものとはなっていません。利用者本位という考え方からすれば、福祉サービスの種類だけではなく、サービスの質や事業者の経営内容についてもわかるような情報提供が必要です。しかし、実際は、事業者側からの部分的な情報しかなく、本当にそのサービスが良いのか悪いのかわからないまま、サービスを選んでいる場合が多くなっています。今後は利用者が事業者ごとのサービスの質などを比較検討できるよう、事業者の積極的な情報提供を促進する必要があります。

また、認知症高齢者や知的・精神障害者など、判断能力が不十分な人に対しては、民法上の成年後見制度のほか、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理などを行う、福祉サービス利用援助事業の普及・啓発を図り、利用の促進に努める必要があります。

一方、福祉サービスをいざ利用してみると、事前に聞いていた内容と違っていたり、思いもかけない対応に不快になったり、不満を感じたりすることも考えられます。

このような「苦情」は、まず、サービスを提供している事業者との話し合いで解決していくことが望まれますが、中には事業者との話し合いで解決できなかったり、直接苦情を言いにくいなど、話し合いができない場合も考えられます。そのような場合には、県社会福祉協議会に設置されている「福祉サービス運営適正化委員会」に相談して解決を求めることが可能です。また、介護保険サービスについては、町や県国民健康保険団体連合会に苦情の申し出をすることも認められています。

《今後の方向性》

- **●福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の普及・啓発を図り、利用の促進に努めます。**
- **●福祉サービス利用援助事業では対応困難なケースに対応するため、久慈地域成年後見センター等と連携を図りながら、成年後見制度の利用促進並びに市民後見人の養成に努めます。**

◇権利擁護の推進に関する事業

現状と課題	1　年々、利用者が増加し支援員の負担が大きくなっているとともに、支援が困難な事例が増えてきている。
実施計画	**1　福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の推進** ①福祉サービス利用援助事業【継続】 ・基幹社協（久慈市社協）と連携を図り、利用者の支援に努めるとともに、広報紙等で広くＰＲ活動を行います。 ②久慈地域成年後見センターとの連携【継続】 ・福祉サービス利用援助事業では対応困難なケースについては、久慈地域成年後見センター等と連携を図りながら、成年後見制度の利用促進並びに市民後見人の養成に努めます。 **2　苦情解決事業の推進** ①福祉サービス苦情解決事業【継続】 ・社会福祉協議会の信頼と適正性の確保に努めます。また、広報紙等で広くＰＲ活動を行うとともに、引き続き第三者委員を設置し、苦情を適切に解決する体制を維持し、サービスの向上に取り組みます。

◇年次計画

事業名	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
・福祉サービス利用援助事業	継続 →				
・久慈地域成年後見センターとの連携	継続 →				
・福祉サービス苦情解決事業	継続 →				

（３）福祉サービスの充実

今後さらに、高齢者や認知症の人が増えていくことが予想される中、障がい者の地域移行を進める観点から、地域の理解に基づくよりきめ細やかな生活支援が求められています。

高齢者や障がい者に対する介護サービスや福祉サービスは、施設から在宅、さらには地域で支え合うという大きな流れがあり、町では、高齢者やその家族に対する保健福祉サービスや介護サービスをはじめ、子どもや子育て家庭に対する福祉サービス、障がい者やその家族に対するサービスなど、それぞれの計画に基づき、様々なサービスを提供がなされています。

こうしたサービスは、それぞれのニーズに合わせてサービス提供基盤の整備を進め、必要とされるサービスが必要としている人に行き届く体制を整えることが重要です。また、居住地区によるサービス利用の格差が発生しないよう配慮し、移動困難者への移動支援サービスの提供や生活交通の見直しなど、その利便性を高めることによって、サービス利用の地域間格差の解消を図る必要があります。

誰もが住み慣れた自宅や地域での生活を望んでおり、高齢者介護における、医療・介護・保健・住まい・生活支援サービスを一体的に連携して提供する「地域包括ケアシステム」の考え方に基づいた、安心できる在宅福祉サービスの展開を目指します。

《今後の方向性》

●地域のサービスニーズと既存のサービスのバランスをチェックするとともに、各種地域資源との連携を通じて、新しいサービスの充実に努めます。

◇福祉サービスの充実に関する事業

現状と課題	1　介護保険事業、自立支援事業及び各種在宅福祉事業を実施しているが、より一層のサービスの質の向上が求められている。 2　介護保険法の改正により、有資格者の配置が必要となっている。 3　社会福祉法人の役割である公益的な取組（地域貢献）が求められている。 4　少子化に伴い、子ども同士や地域住民との交流の機会が少なくなってきており、子どもたちが安心できる「居場所」づくりが求められている。
実施計画	**1　高齢者福祉サービスの推進** ①居宅介護支援事業【継続】 ・今後も支援を必要とする高齢の方などが、可能な限り住み慣れた自宅や地域で暮らしていくことができるよう、ご本人様やご家族様の意思を尊重した適切な居宅介護支援に努めます。 ・法改正により、平成３３年度末までに主任介護支援専門員を配置します。 ②通所介護事業【継続】 ・常にサービスの質の向上を図りながら、今後もご本人様やご家族様に寄り添った、愛され頼られる事業所運営に努めます。 ③ふれあいデイサービス【廃止】 ・各制度等の改正に伴い、町の判断で発展的に廃止することとします。 ④配食サービス事業の推進【継続】 ・利用者や配食数の拡大及び配食ボランティアの確保に努め、事業の充実強化を図ります。 ⑤福祉用具等貸与事業の推進【継続】 ・在宅介護の支援に努めるとともに広報紙等で広くＰＲ活動に努めます。 ⑥家庭介護者の集い【見直し】 ・在宅の寝たきり高齢者の減少に伴い、介護者（参加者）も減少傾向にある。また、同様の集いを久慈地区広域社協連絡協議会でも開催していることから、今後同事業の継続開催について協議検討します。 ⑦生活支援コーディネート事業【継続】 ・生活支援サービスコーディネーターを配置し、在宅の高齢者が介護に頼らずに自立した生活ができるよう支援に努めます。 **2　障がい者福祉サービスの推進** ①地域活動支援センター事業【継続】 ・圏域でも数少ない障がい者に特化した事業所であることから、既存の在宅障がい者のみならず、地域移行や生き方の多様化が進むにつれ出現することが予想される施設退所者の受け皿として継続して事業所運営に努めます。 ・生活介護事業所への転換等については、制度等の情勢を注視しながら引き続き検討します。 ②障害者（身体、知的、精神、障害児）訪問介護事業【継続】 ・町内に２箇所しかない障がい者に対応できる事業所の一つであることから、既存の在宅障がい者のみならず、地域移行や生き方の多様化が進むにつれ出現する

	ことが予想される施設退所者の受け皿として継続して事業所運営に努めます。 ③特定相談支援事業【継続】 ・サービスの利用を希望または必要とする障がい者やその家族等にとって、最も身近な相談窓口であることから、関係機関等と連携を図りながら適切な相談支援事業に努めます。 ④放課後等デイサービス事業【継続】 ・学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立促進と放課後等の居場所の提供に努めます。 ⑤就労継続支援Ｂ型事業【継続】 ・障がい者へ就労や生産活動の機会の提供及び就労に必要な知識や能力向上の訓練等支援に努めます。 ⑥外出支援サービス事業の推進【継続】 ・利用者の拡大及び安全運転を徹底し、障がい者や高齢者などができる限り住み慣れた地域で生活できるよう支援に努めます。 **3　児童福祉サービスの推進** ①子ども食堂事業【新規】 ・子どもを中心に地域住民が気軽に集い、食事などを通じてお互いの交流を深めることができるよう、地域の交流拠点及び子どもの居場所づくりに努めます。 ②ファミリー・サポート事業【廃止】 ・現在、育児の援助を受けたい希望者が無いことから、同事業は当分の間、休止することとします。 **4　福祉資金貸付事業の推進** ①生活福祉資金貸付事業の推進【継続】 ・県社会福祉協議会と連携を図りながら事業を推進するとともに、積極的にＰＲ活動を行い、世帯の自立更生に向け支援に努めます。 ②たすけあい資金貸付事業の推進【継続】 ・各関係機関等と連携を図りながら事業を推進するとともに、積極的にＰＲ活動を行い、世帯の自立更生に向け支援に努めます。 **5　社会福祉法人による地域貢献事業の推進** ①洋野町内社会福祉法人連絡会議（仮称）の開催【新規】 ・地域における多様な福祉ニーズや既存の制度では対応できない人々への支援を行うため、町内社会福祉法人による公益的な取組（地域貢献事業）の推進に努めます。

◇年次計画

事業名	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
・居宅介護支援事業	継続 →	→	→	→	→
・通所介護事業	継続 →	→	→	→	→
・ふれあいデイサービス	廃止				
・配食サービス事業	継続 →	→	→	→	→
・福祉用具等貸与事業	継続 →	→	→	→	→
・家庭介護者の集い	継続 見直し	廃止			
・生活支援コーディネート事業	継続 →	→	→	→	→
・地域活動支援センター事業	継続 →	→	→	→	→
・障害者訪問介護事業	継続 →	→	→	→	→
・特定相談支援事業	継続 →	→	→	→	→
・放課後等デイサービス事業	継続 →	→	→	→	→
・就労継続支援Ｂ型事業	継続 →	→	→	→	→
・外出支援サービス事業	継続 →	→	→	→	→
・子ども食堂事業		新規 →	→	→	→
・ファミリー・サポート事業	廃止				
・生活福祉資金貸付事業	継続 →	→	→	→	→
・たすけあい資金貸付事業	継続 →	→	→	→	→
・社会福祉法人連絡会議	新規 協議検討 →	→	→	→	→

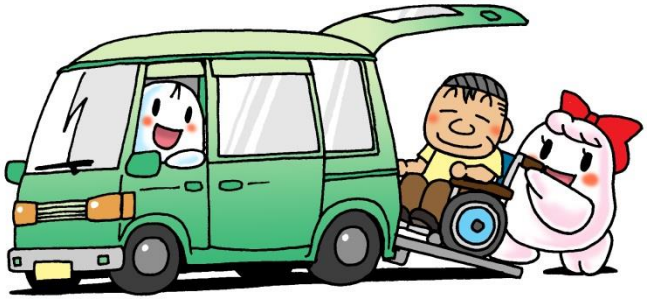

４　地域で安心・安全のまちづくり

（１）災害時支え合いの推進

平成 23 年3月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震」は、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震で、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。

この「東日本大震災」による町への被害は、死者、行方不明者などの人的な被害はなかったものの、津波による漁船の流失や、住宅・水産施設の全壊など水産業への被害は、計り知れないものとなっています。

地震や津波に限らず、あらゆる災害は、いつでも、どこでも起こりうるのだという認識に立ち、対策を怠らないことが求められます。特に、災害時要援護者と言われる高齢者、障がい者、子どもなどは、災害に対して特別な備えを必要としています。地域社会全体で防災対策の充実を進める必要があるとともに、こうした人の視点での対策もまた、急務となっています。

アンケート調査によると、災害時に住民が支え合う地域づくりに何が必要かという設問では、「手助けが必要な方のマップづくり」が最も多く、その他「日常からの見守り活動」、「災害時手助けが必要な方の台帳整備」などがあげられています。

今後も災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう防災体制の充実を図る必要があります。

《今後の方向性》

●関係機関と連携を図り、災害時におけるボランティア体制の整備に努めます。

●介護施設等との連携を図り、緊急時の福祉避難所などの避難対策に努めます。

●ヘルパーや手話・点字通訳者等のネットワーク化を図り、災害時、避難場所における高齢者や障がい者などの意思疎通支援ができる体制づくりに努めます。

◇災害時支え合いの推進に関する事業

現状と課題	1　東日本大震災を契機に災害ボランティアの重要性が高まったが、時が経過するにつれて災害に対する意識が薄れてきている。
実施計画	1　**災害ボランティア活動の推進** ①社会福祉講座の開催（ボランティアスクール含む）【継続】※再掲

◇年次計画

事業名	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
・社会福祉講座の開催	継続 見直し	→	→	→	→

（２）防犯対策の充実

昔ながらの付き合いやつながりがあった地域社会の絆が希薄になるにつれ、隣近所の動向が分からず、関心も持たない人たちが多くなっています。

犯罪の件数増加、凶悪化など、懸念すべき傾向が全国的に見られることは、こうした地域社会のあり方と無縁ではありません。普段の何気ない付き合いが、地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、相互の無関心が様々な犯罪を抑制できない時代へと、私たちを取り巻く環境は移り変わっていることを再認識する必要があります。

犯罪に対応するためには、警察による防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。地域ぐるみで情報を共有し、支え合い・助け合いの精神を発揮する中で、地域の安全を守る対策を検討する必要があります。

《今後の方向性》

●各地区において悪徳商法等による消費生活問題の被害を未然に防ぐなど、防犯活動への取り組みを支援します。

◇防犯対策の充実に関する事業

現状と課題	1　悪徳商法や詐欺等高齢者を狙った被害が増加しており、それらの対処方法等の情報提供が不十分である。
実施計画	1　**防犯活動の推進** ①出前講座の開催【継続】 ・各ふれあいサロンや関係機関等と連携を図りながら、悪徳商法等の被害を未然に防ぐよう取り組みます。

◇年次計画

事業名	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
・出前講座の開催	継続 →				

（３）ユニバーサルデザイン※のまちづくり

障がい者や高齢者が安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、現在は、そういった環境づくりを目的とした「ひとにやさしいまちづくり」が推進されています。

これまでのまちづくりは、効率性や合理性を求めるあまり、障がい者や高齢者等ハンディキャップを有する人への配慮を忘れがちであり、すべての人が暮らしやすいまちとは言い難いものがありました。しかし、これからのまちづくりは、社会参加、情報、教育、文化、コミュニケーション、人々の意識など、あらゆる分野での、より一層のバリアフリー化を進め、ユニバーサルデザインにも配慮した環境を整えていく必要があります。

もちろん、このようなひとにやさしいまちづくりへの取り組みは、住民全体の理解と協力が不可欠です。そのためには、ひとにやさしいまちづくりが障がい者や高齢者だけでなくすべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであるということに対する住民の認識を深めていく必要があります。

《今後の方向性》

●研修会や会議、キャップハンディ体験学習等を通じてバリアフリーの重要性を認識し、ユニバーサルデザインの理念を啓発します。

※ユニバーサルデザイン…障がいの有無、年齢や性別、国籍や民族などにかかわりなく、誰もが等しく使いやすいように、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方。

◇ユニバーサルデザインのまちづくりに関する事業

現状と課題	1　ユニバーサルデザインの理念やバリアフリーの重要性について、学習する機会が少ない。
実施計画	**1　体験学習の推進** ①キャップハンディ体験【継続】 ・小・中学生をはじめ広く一般町民も対象に実施し、ボランティア教育の推進とユニバーサルデザインの啓発に努めます。 ②バリアフリー体験【継続】 ・町内の施設や歩道等を利用してバリアフリー体験を行い、バリアフリーの重要性を啓発します。

◇年次計画

事業名	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
・キャップハンディ体験	継続 →				
・バリアフリー体験	継続 →				

第５章

社会福祉協議会の基盤強化

第５章　社会福祉協議会の基盤強化

１　現状

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な担い手として、地域に信頼されるとともに、その存在が広く認知され、確固たる基盤のもとに運営されなければなりません。

しかし、社会福祉協議会の自主財源は非常に乏しく、各業務に従事する人員を安定的に配置することが困難となっており、さらに、全職員に占める正職員の割合が２割程度と非常に低く、提供する各福祉サービスにおける責任体制の明確化が難しい状況にあります。

このようなことから、社会福祉協議会の組織や運営体制等の見直しを図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現のために、中期的な展望のもとに積極的に運営基盤等の強化を図ります。

２　基本方針

社会福祉協議会の経営基盤の課題解決に向けた取り組みと、支え合い・助け合いの地域づくりの推進及び質の高い福祉サービスの提供に努めます。

３　今後の取り組み

（１）社協中期経営計画の策定

・社会福祉協議会の理念と理念を実現する基本方針、基本方針に基づく中期的な組織や財務、事業運営の方針を明らかにする社協中期経営計画を策定します。

（２）事務局体制の強化

・職員の自己啓発とスキルアップを図るため、職員研修を計画的に実施するとともに、社会福祉士等の資格取得を積極的に推奨します。

・各種福祉団体の事務局運営支援について、見直しを図るとともに会員による自立した運営に向けた人材育成等を積極的に推進します。

（３）財政基盤の強化

・各種補助事業や委託事業等に積極的に取り組み、財源の確保に努めます。

・財政状況が厳しく、なお一層の経費節減に努めます。

（４）事業の再編

・限られた財源を最大限に有効活用し、町民生活を支援する活動や事業を展開していくために、社会情勢や住民ニーズに基づき現行事業を見直し、事業の再編を図ります。

（５）活動拠点の整備等

・保健・福祉に関する相談にワンストップで対応できるよう「洋野町総合福祉センター（仮称）」の整備に向けて、町と協議検討を行います。

・洋野町大野福祉センターの大規模改修について、町と協議検討を行います。

第６章

計画の推進

第６章　計画の推進

１　計画の周知

町地域福祉活動計画の内容を啓発冊子にまとめた概要版を作成し、配付します。また、福祉だよりや各種行事、日々の活動の中で機会あるごとに計画内容の広報・啓発に努め、本計画で示した基本理念や福祉課題解決のための取り組みと方向性などについての理解を促進します。

２　連携・協働

行政との連携をはじめ、自治会、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、幼稚園、保育所(園)、子ども会、老人クラブ、その他各種団体とも連携を図り、協働による地域福祉の推進を目指します。

３　計画の進捗管理

計画について実効性を高め円滑で確実な実施を図るためには、適切に進行を管理する体制が必要です。

計画に基づく基本施策の進捗状況や、達成度を定期的に把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行い、常によりよい活動や取り組みを推進する「ＰＤＣＡサイクル」（達成度を毎年評価し、次年度の施策展開にフィードバックすること）によって、計画の目的や目標達成に向けた取り組みの着実な推進に努めます。

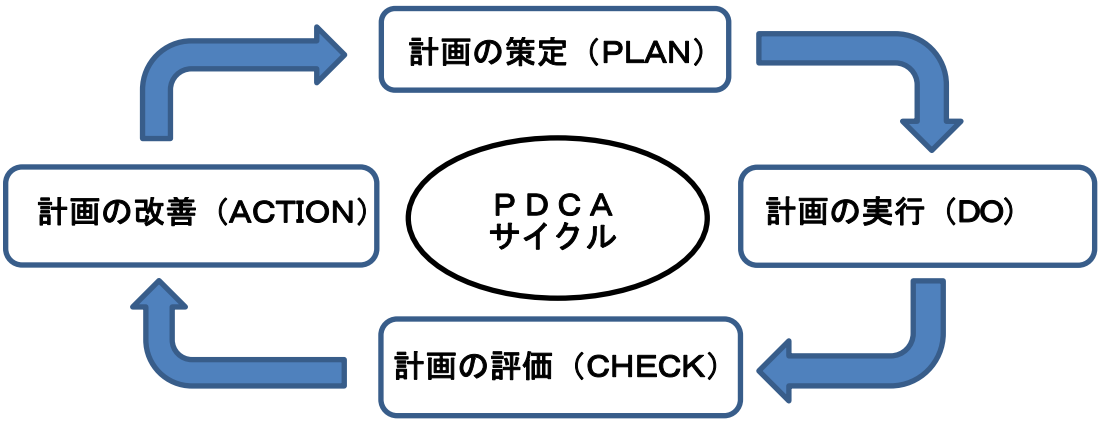

資　料

資　　料

１　第２次洋野町地域福祉活動計画アンケート集計結果

アンケート調査では、町民の福祉活動の現状や意向について、以下の５つの構成に基づいて意見をお伺いしました。

① あなた自身について（省略）
　性別、年齢、住まいなどをお伺いしました。
② 地域との関わりについて
　地域との関わりや活動状況などについてお伺いしました。
③ 地域福祉について
　地域福祉に対する考え方や参加の意向についてお伺いしました。
④ 災害について
　災害に対する認識や現状についてお伺いしました。
⑤ 社会福祉協議会について（一部省略）
　洋野町社会福祉協議会の活動などについてお伺いしました。

※　集計にあたっては、有効回答数についてのみ集計しております。

① あなたは隣近所の方と、どの程度のお付き合いがありますか。
（あてはまるもの1つだけ○）

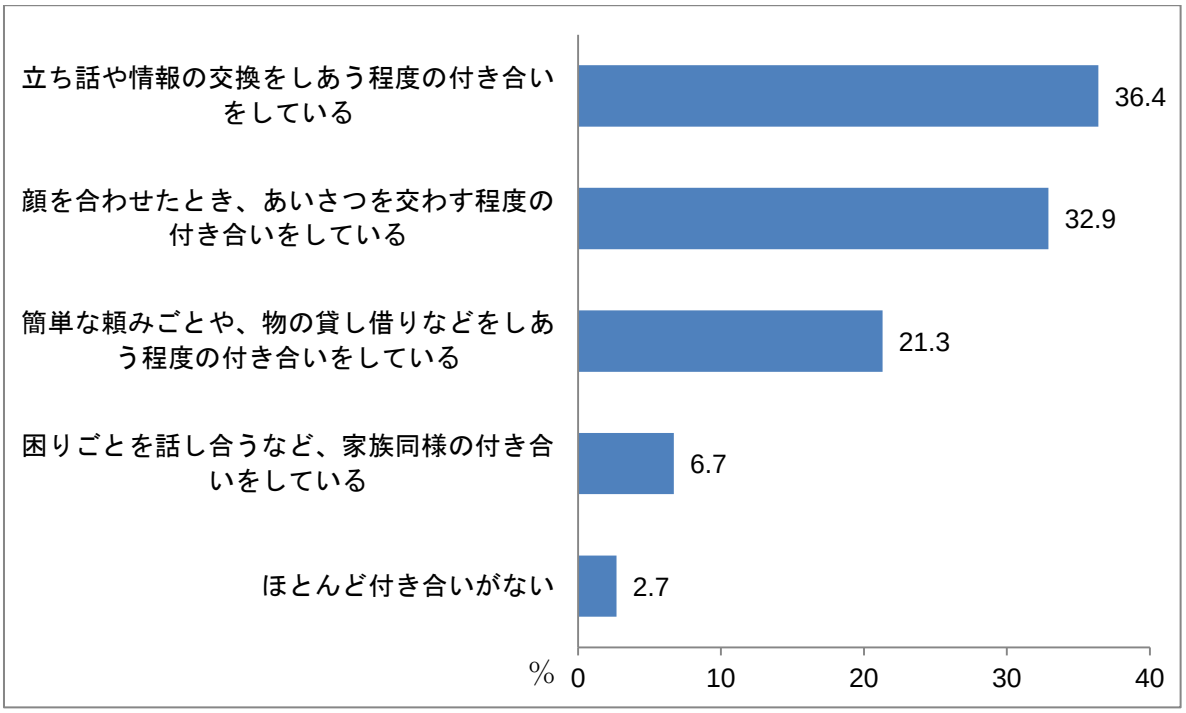

② あなたは今住んでいる地域を、どのように感じていますか。
（あてはまるもの1つだけ○）

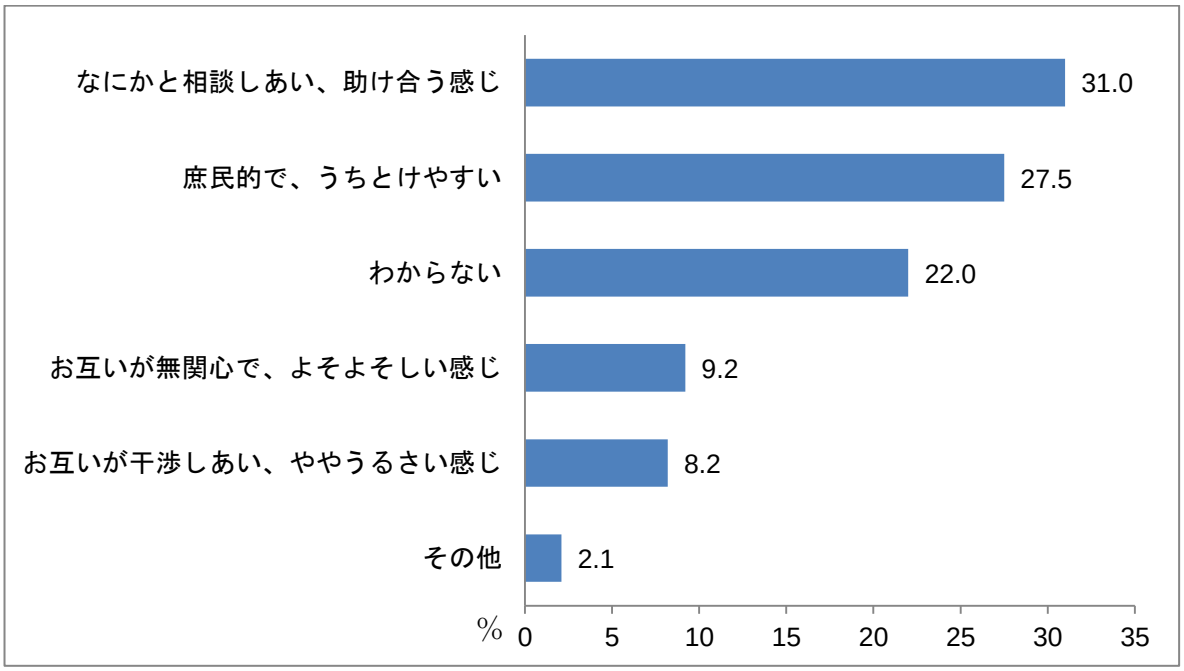

③ あなたは今住んでいる地域のつながりが、以前と比べてどのようになっていると感じますか。
（あてはまるもの1つだけ○）

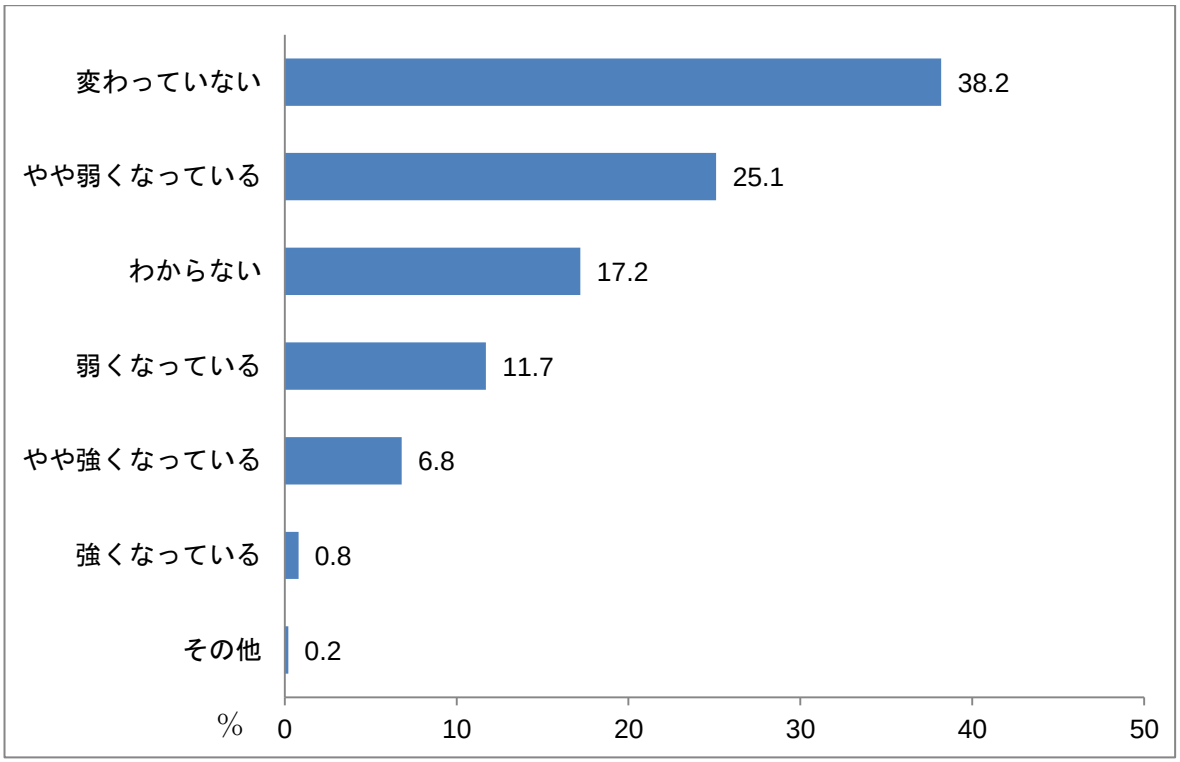

④ あなたは毎日の暮らしの中で、次のどのようなことに悩みや不安を感じていますか。
（あてはまるものすべてに○）

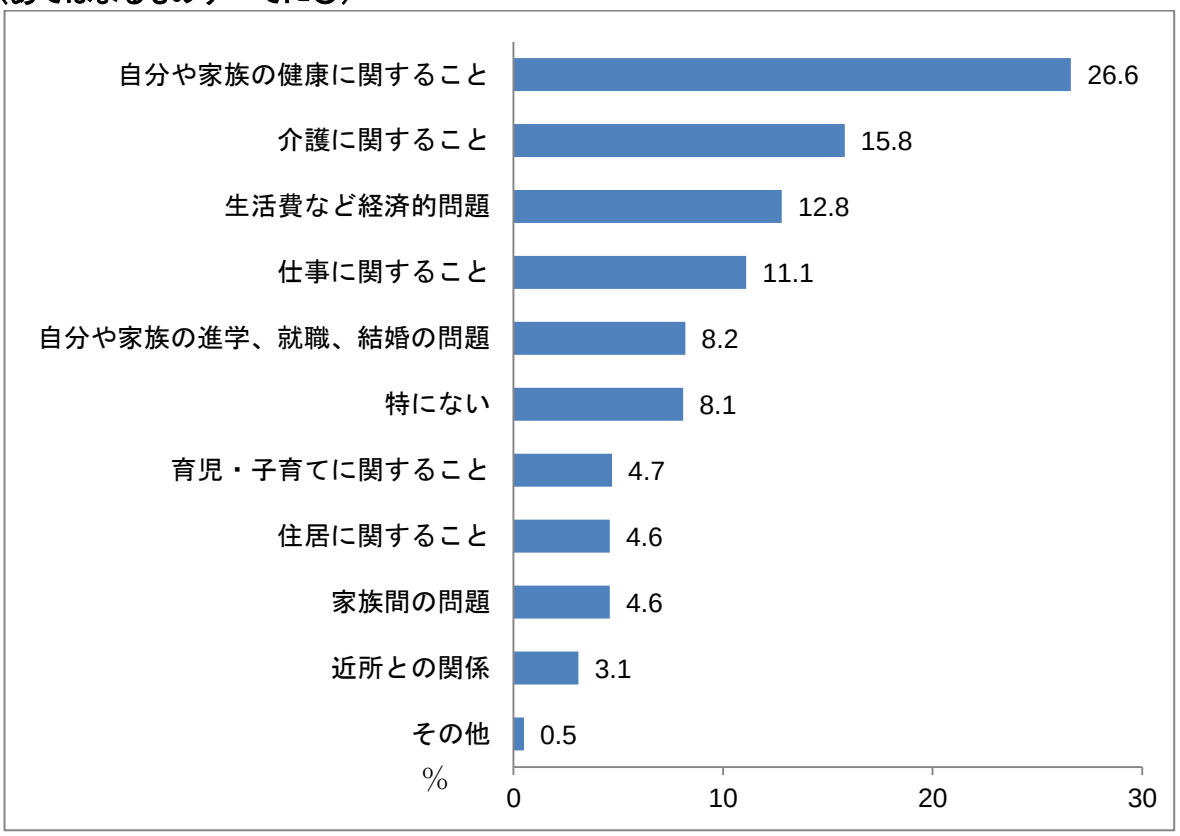

⑤ あなたは暮らしの中で、心配ごとや助けが必要なとき誰に相談しますか。
（あてはまるもの3つまで○）

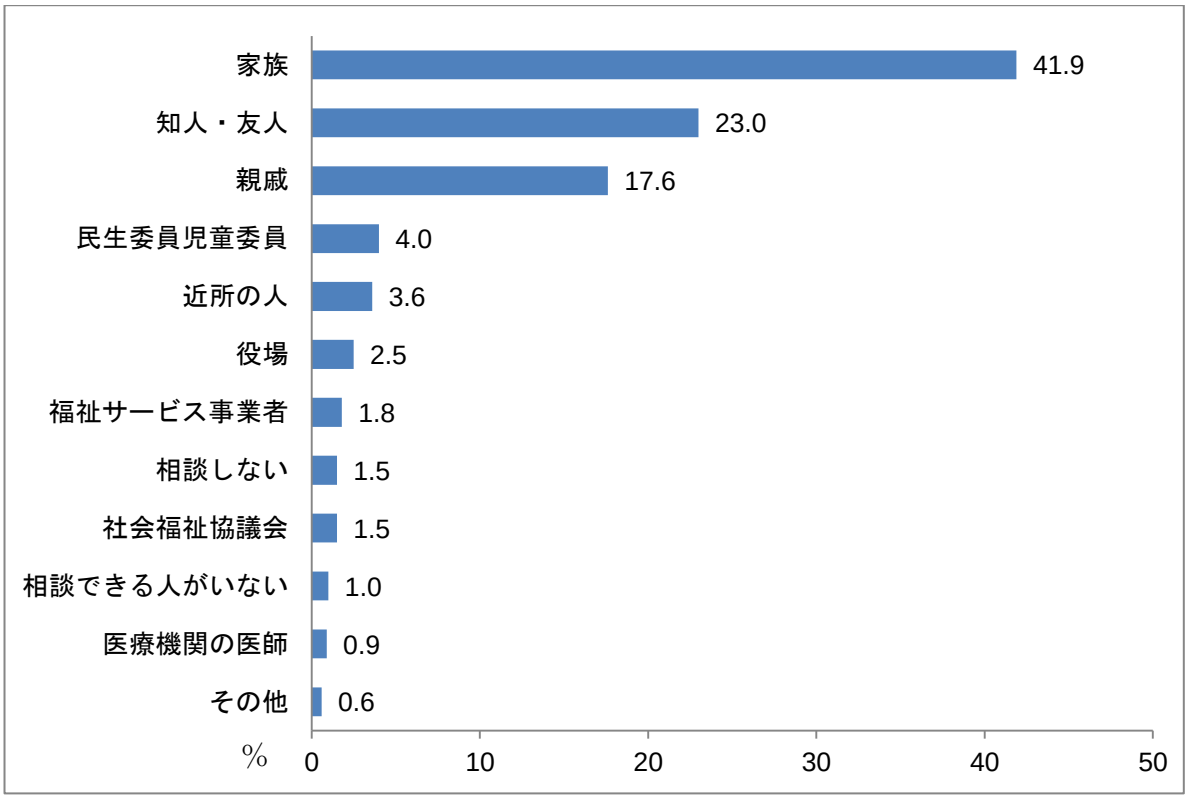

⑥ あなたは地域で、どのような活動をされていますか。
（あてはまるものすべてに○）

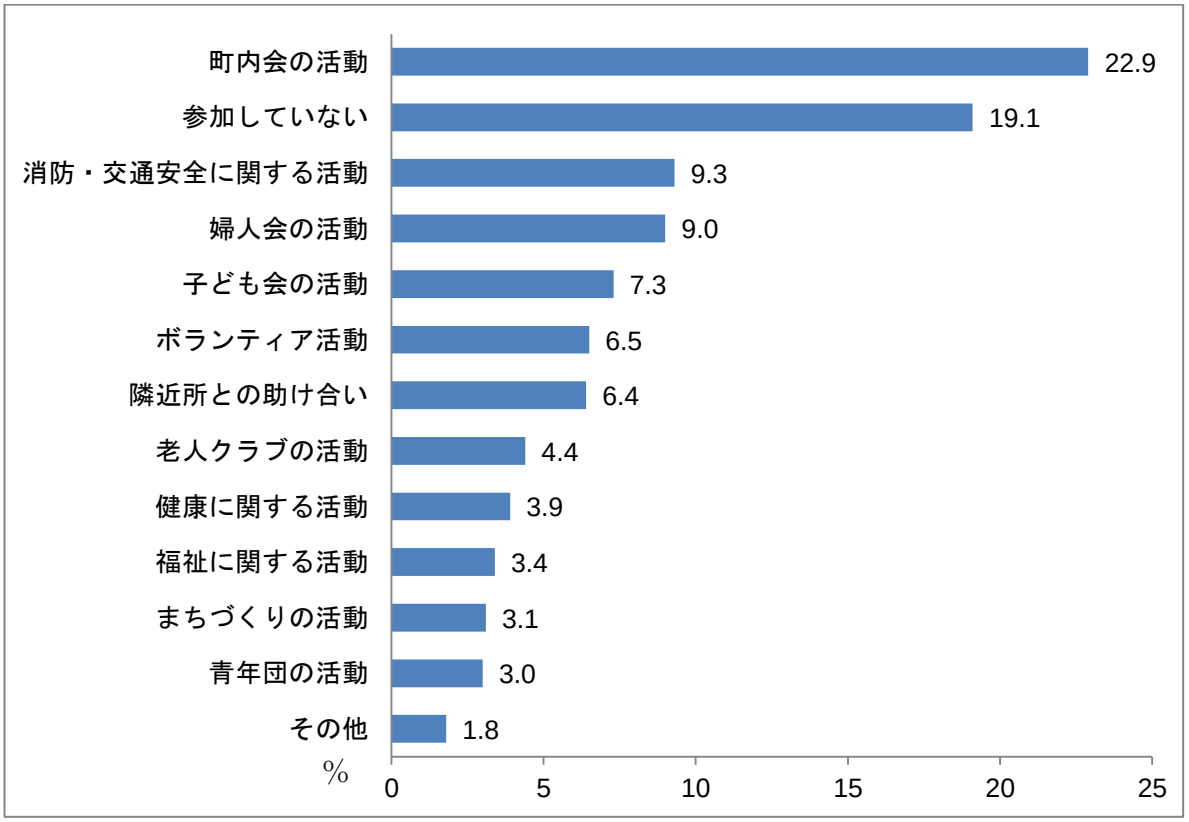

⑦ あなたが地域で活動をする際に、支障となることがありますか。
（あてはまるもの3つまで○）

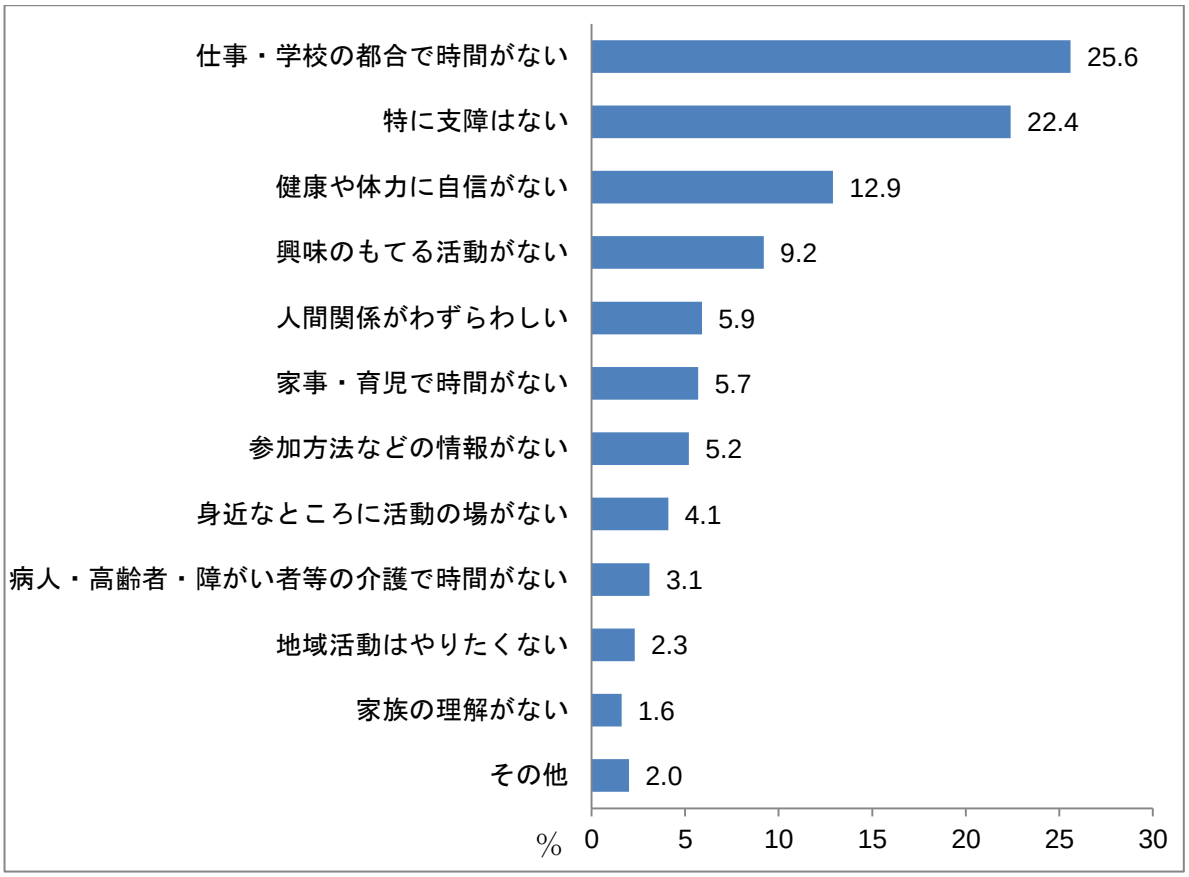

⑧ あなたは地域の活動における問題点は何だと思いますか。
（あてはまるもの3つまで○）

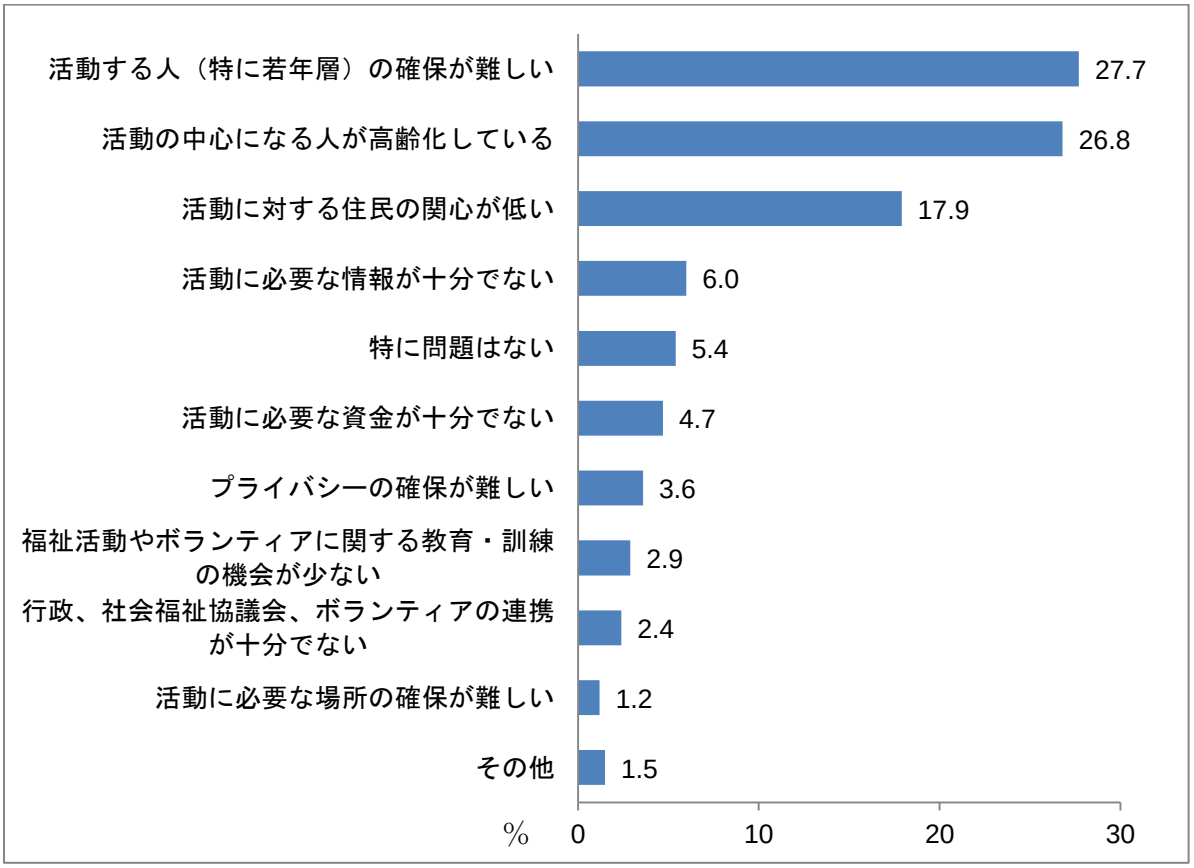

⑨ あなたは、地域で生じている様々な福祉分野の生活課題（高齢者・障がいのある人の生活、子育て、健康づくりに関する問題など）に対し、地域住民が自主的に、お互いに支え合い、助け合う関係が必要だと思いますか。（あてはまるもの1つだけ○）

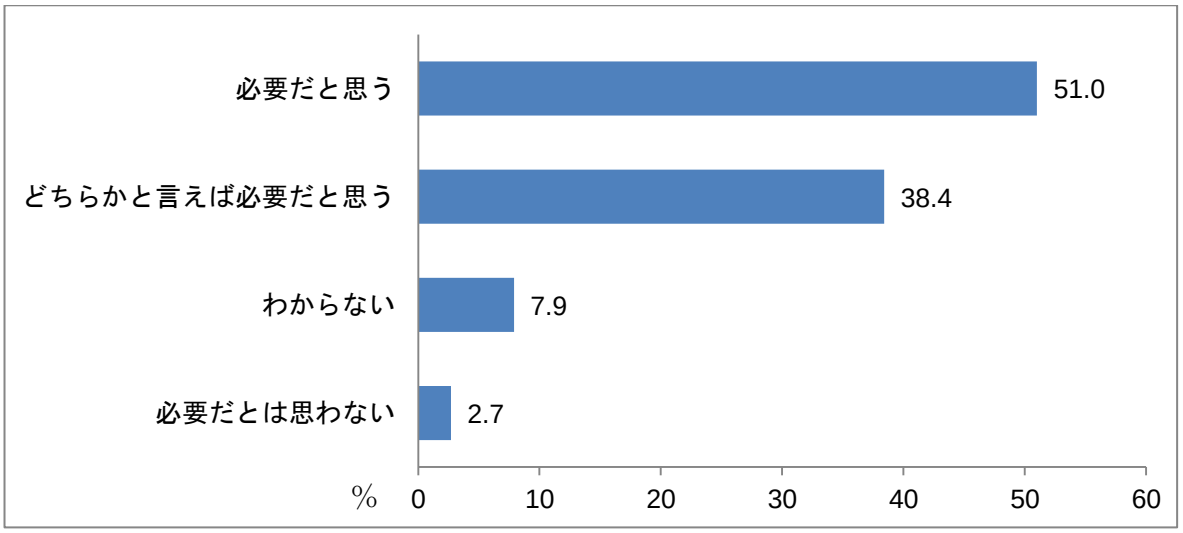

⑩ あなたは高齢者や障がいのある人、子どもなどが住む近所の世帯に対して、支援や協力できることは何ですか。（あてはまるもの3つまで○）

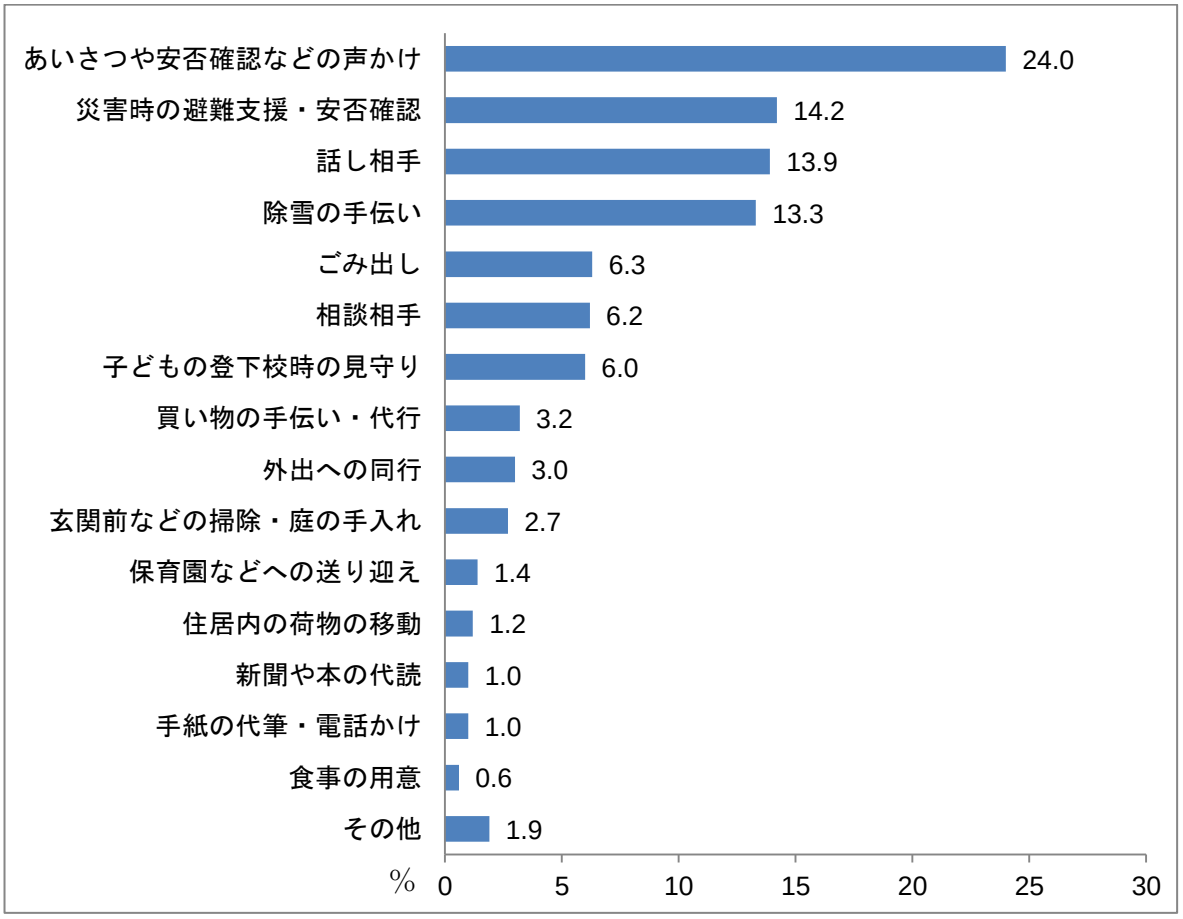

⑪ あなたは地域住民による支援や協力を受けたいと思いますか。
（あてはまるもの1つだけ○）

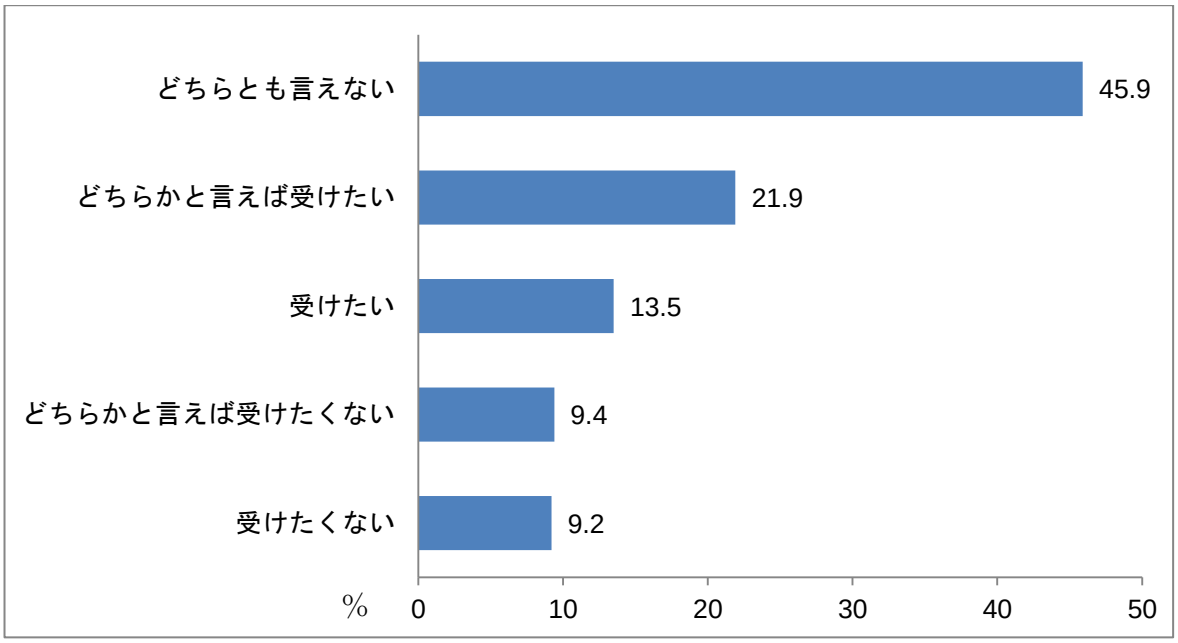

⑫ あなたが受けたいと思う支援や協力は何ですか。（あてはまるもの3つまで○）

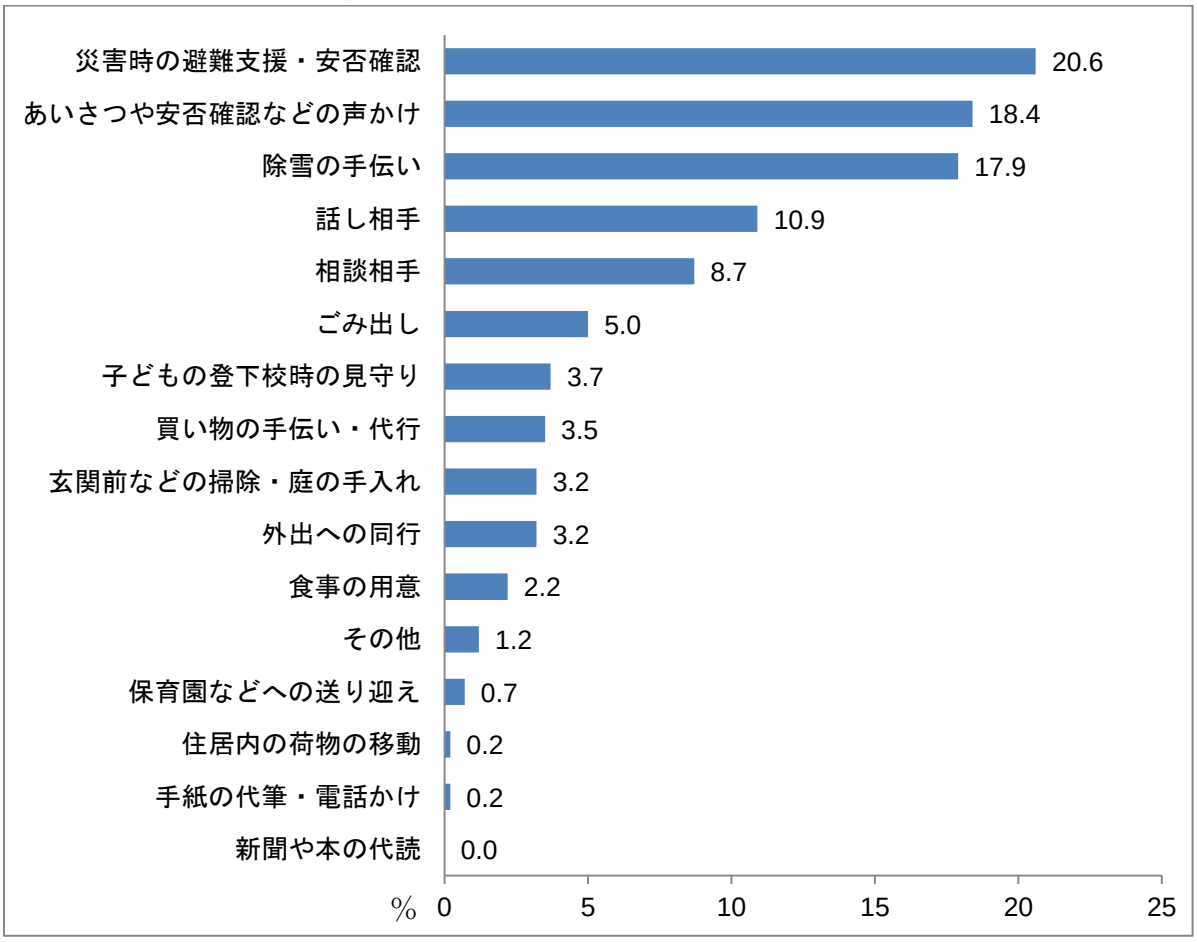

⑬ あなたが支援や協力を受けたくないと思う理由はなんですか。
（あてはまるもの1つだけ○）

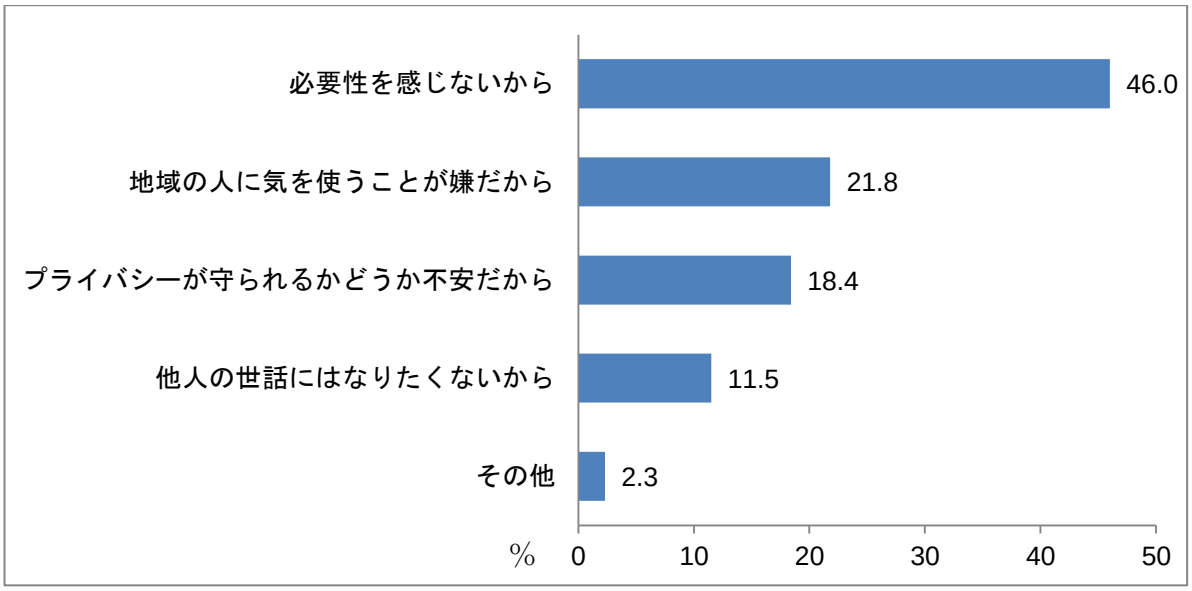

⑭ あなたは地域における福祉を充実させていく上で、行政と地域の住民の関係は、どのようなものが望ましいと思いますか。（あてはまるもの1つだけ○）

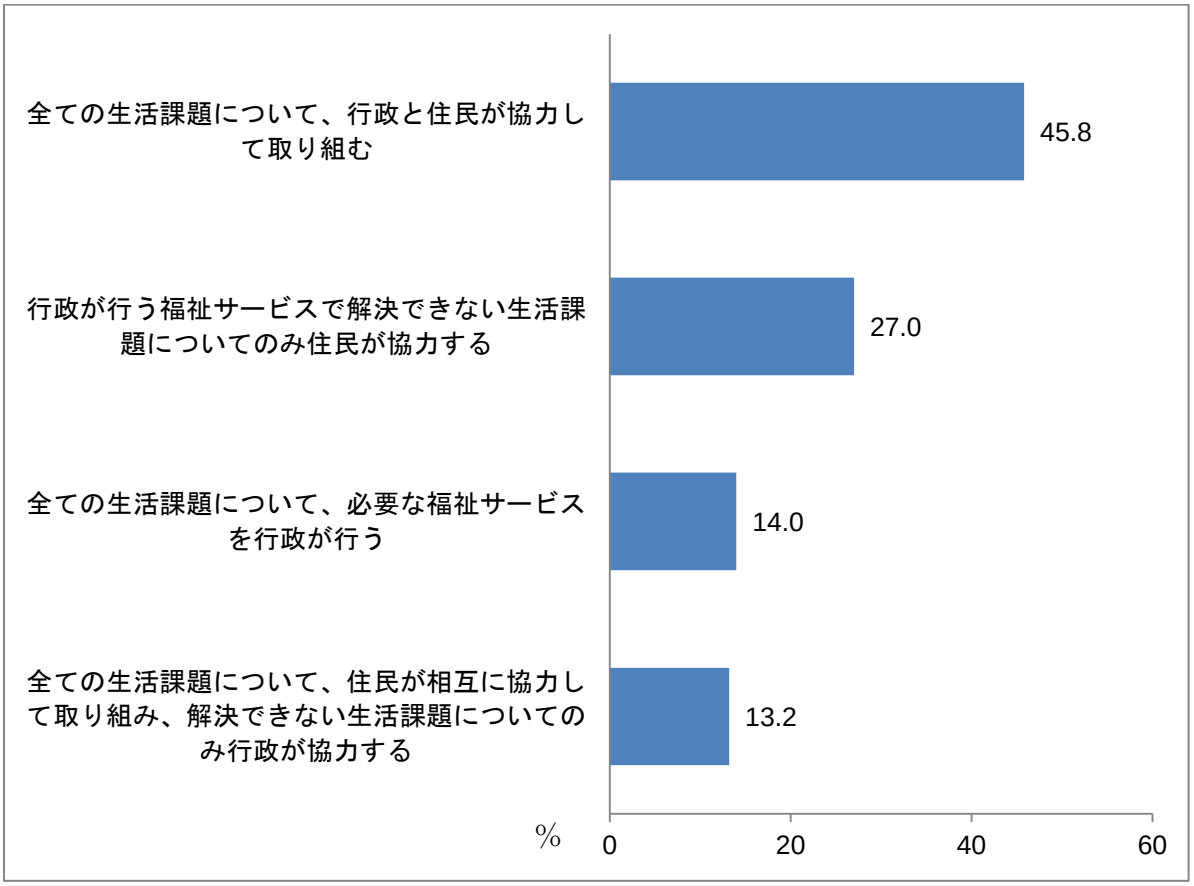

⑮ あなたは福祉サービスの情報をどこから入手していますか。
（あてはまるもの3つまで○）

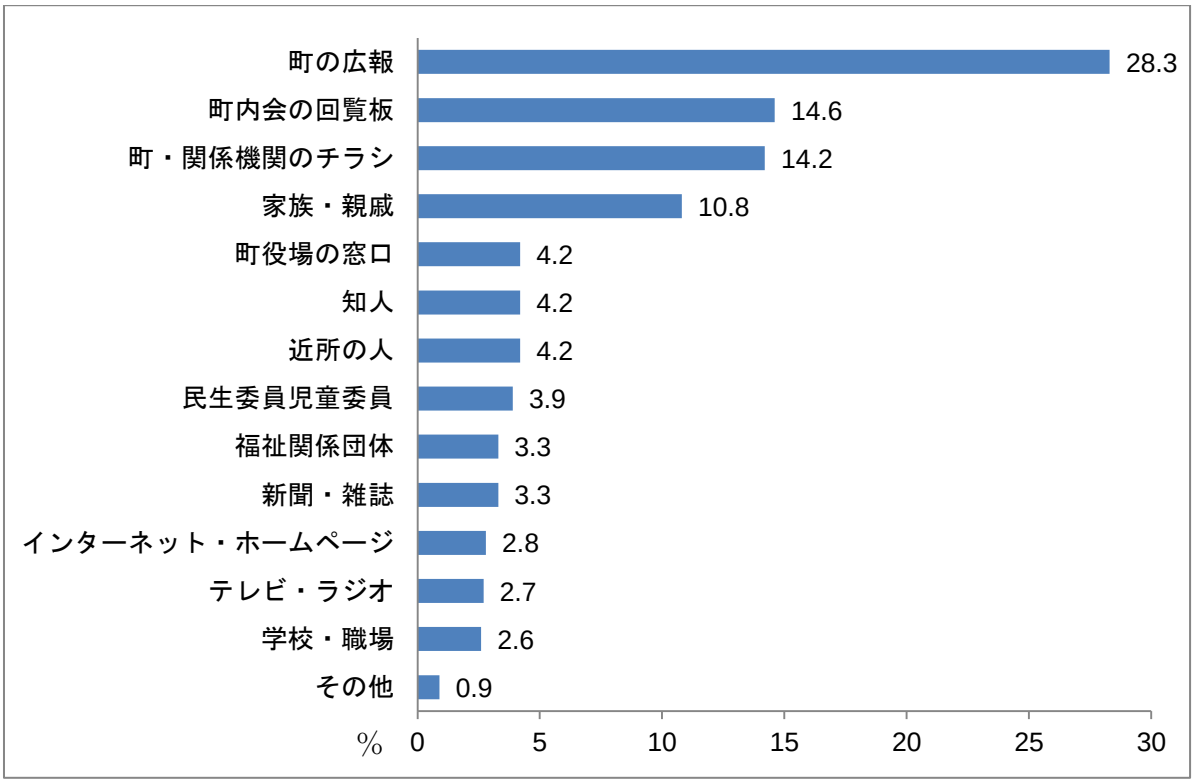

⑯ あなたは地域福祉を推進するためには、どのような住民同士の支え合いが必要だと考えますか。
（あてはまるものすべてに○）

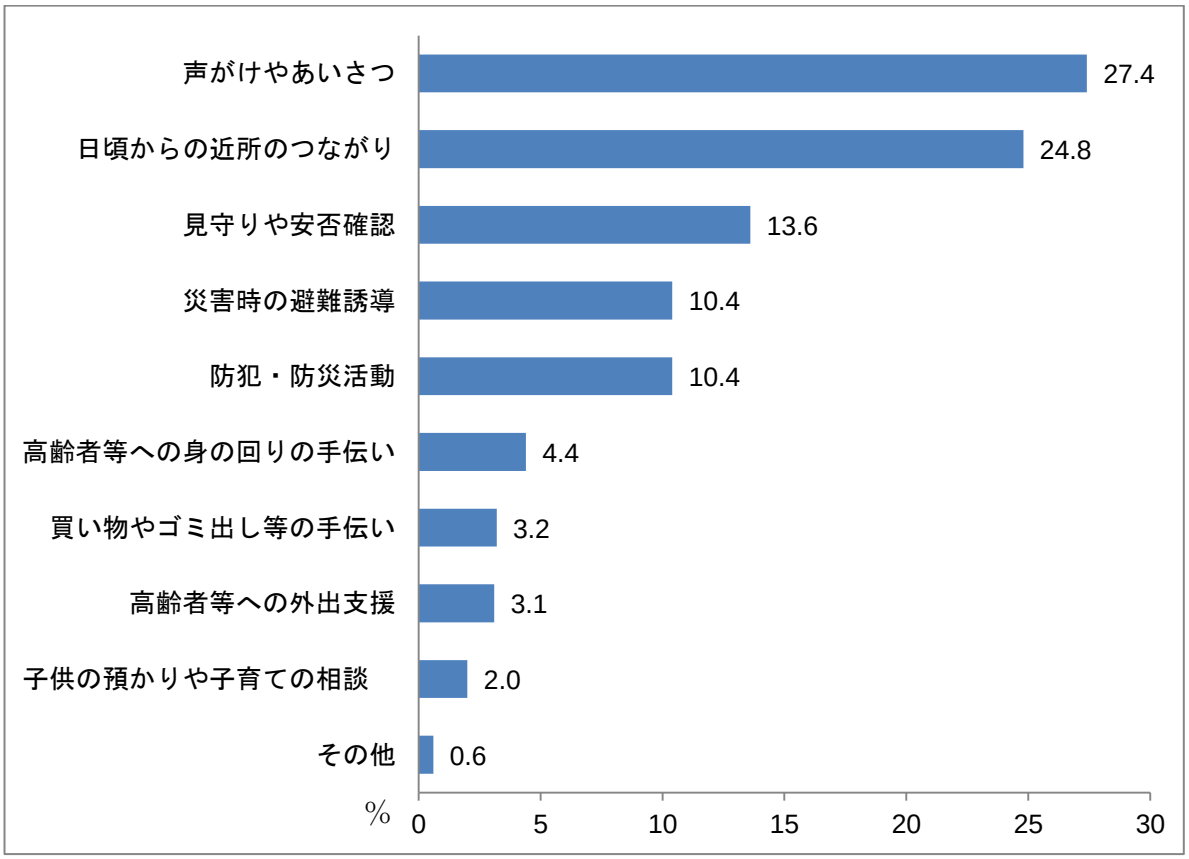

⑰ あなたは具体的に、これからどんな福祉サービスが必要になると思いますか。（あてはまるものすべてに○）

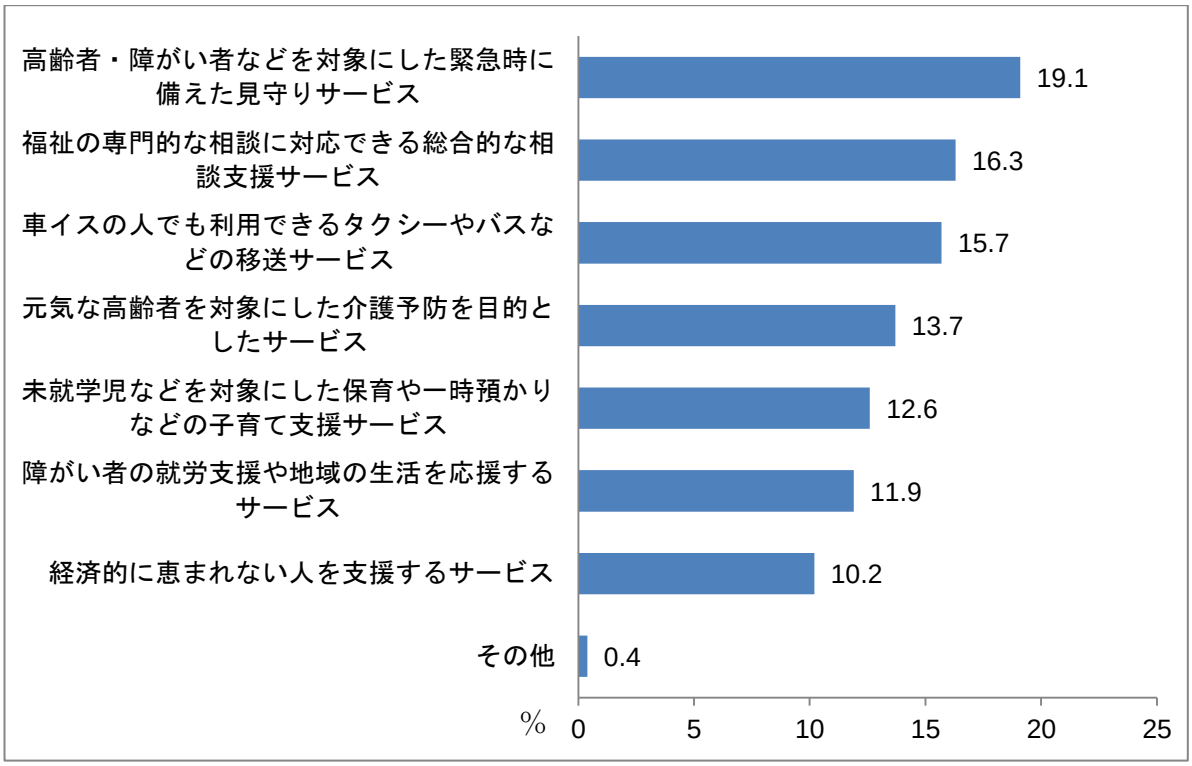

⑱ あなたは、もし災害などの緊急事態が発生した場合、自分や家族、地域住民が適切に避難できると思いますか。（あてはまるもの1つだけ○）

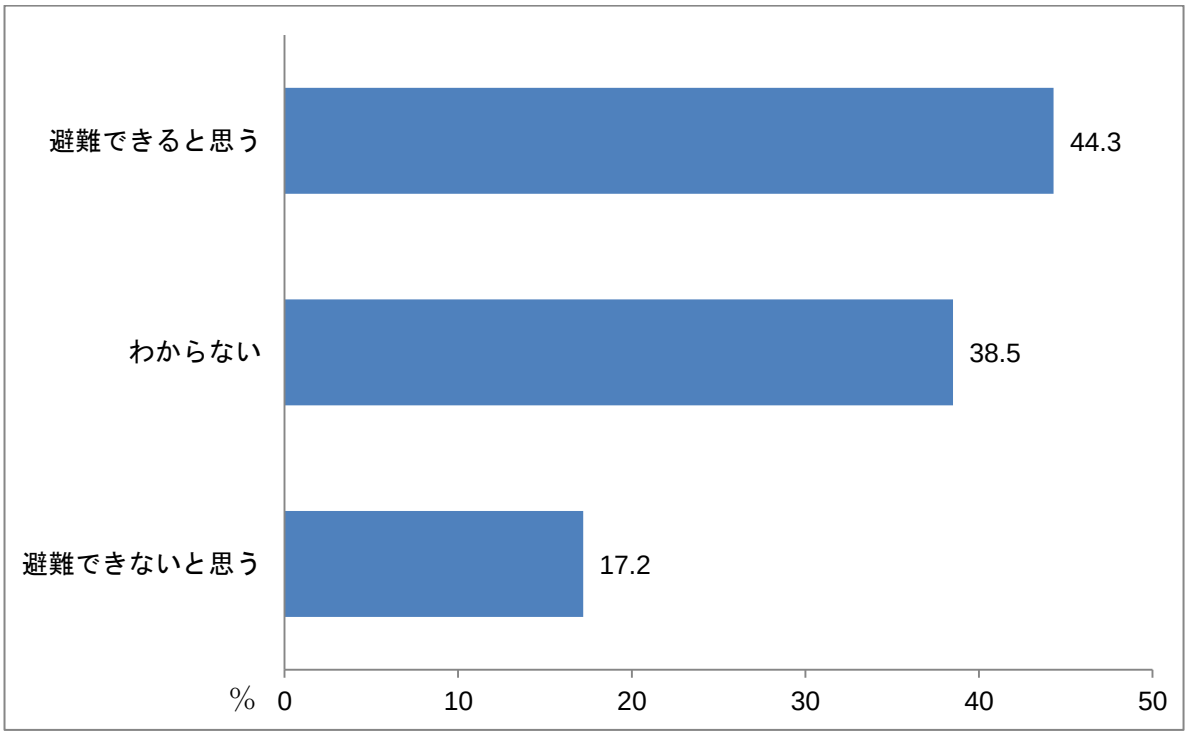

⑲ あなたは避難できない理由は何だと思いますか。（あてはまるもの3つまで○）

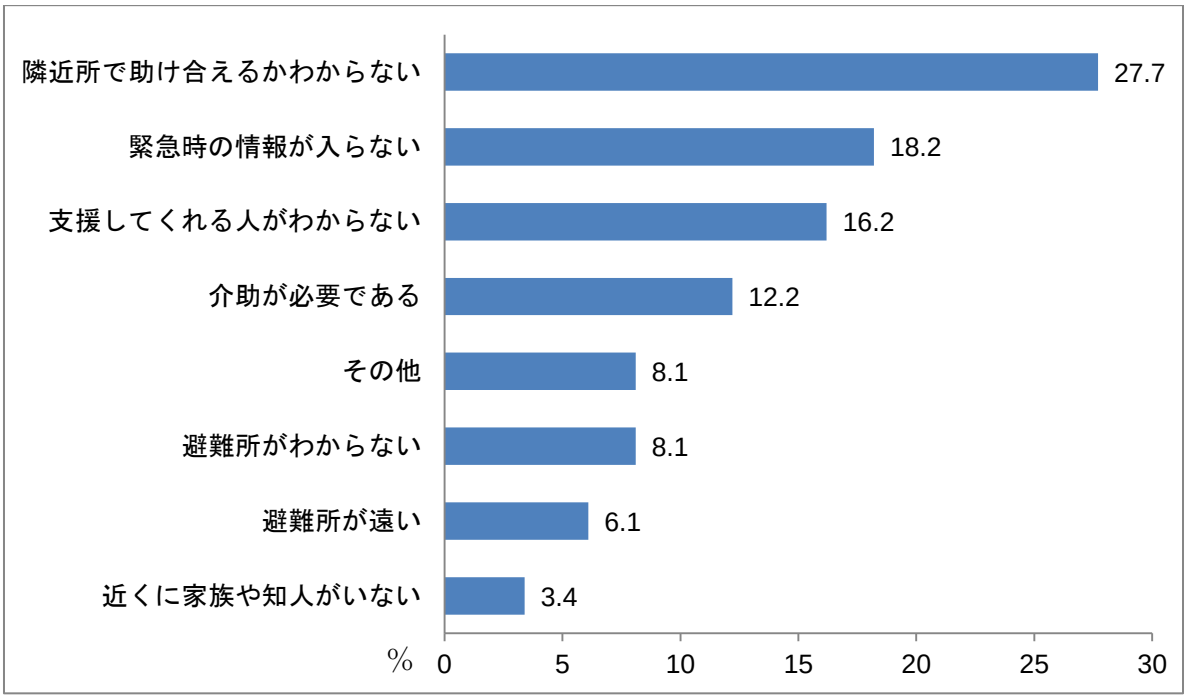

⑳ あなたは災害の発生に備え日頃から話し合いや準備などをしていますか。
（あてはまるものすべてに○）

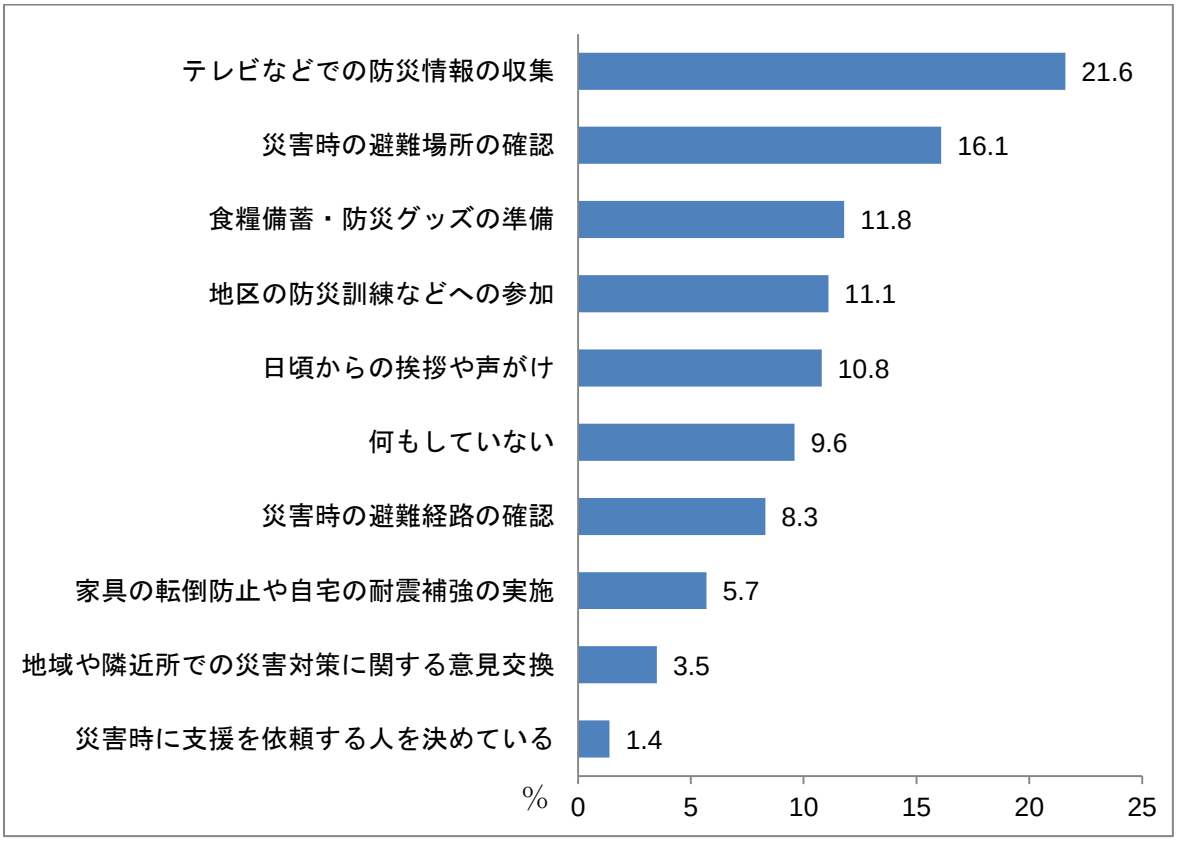

㉑ あなたは地域の高齢者世帯や障がい者世帯のうち、災害発生時、避難場所への移動に援助が必要な方がどのくらいいるか把握していますか。（あてはまるもの1つだけ○）

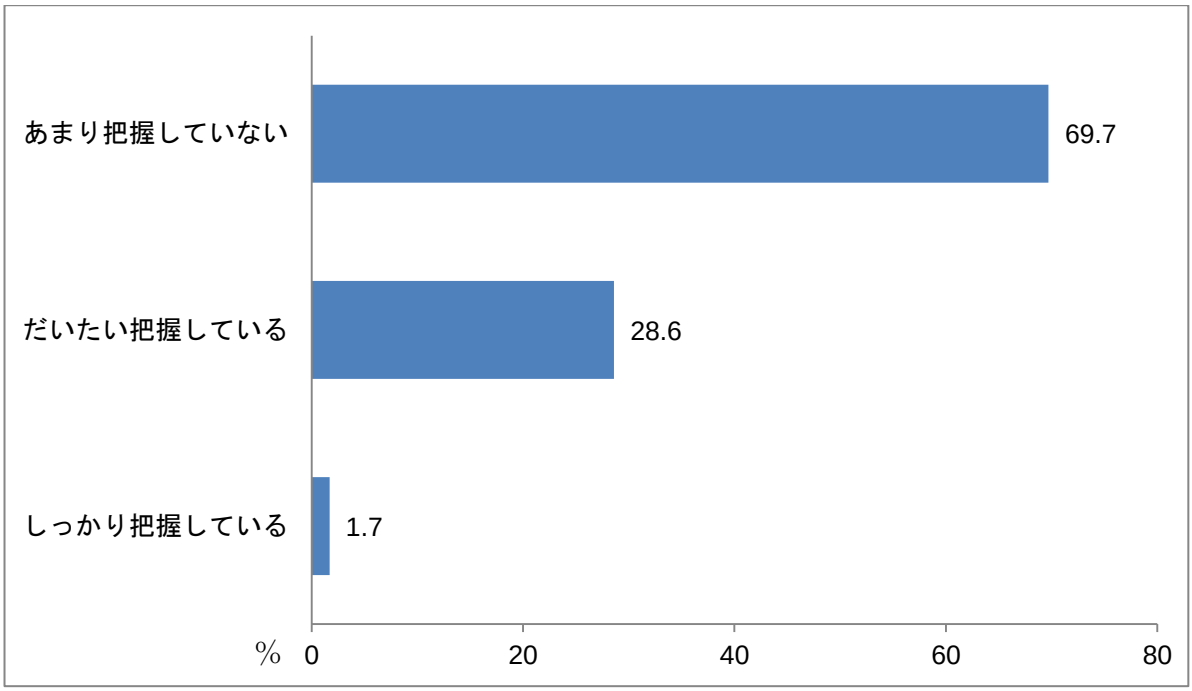

㉒ あなたは災害時に住民が支え合う地域づくりに何が必要だと思いますか。
（あてはまるもの3つまで○）

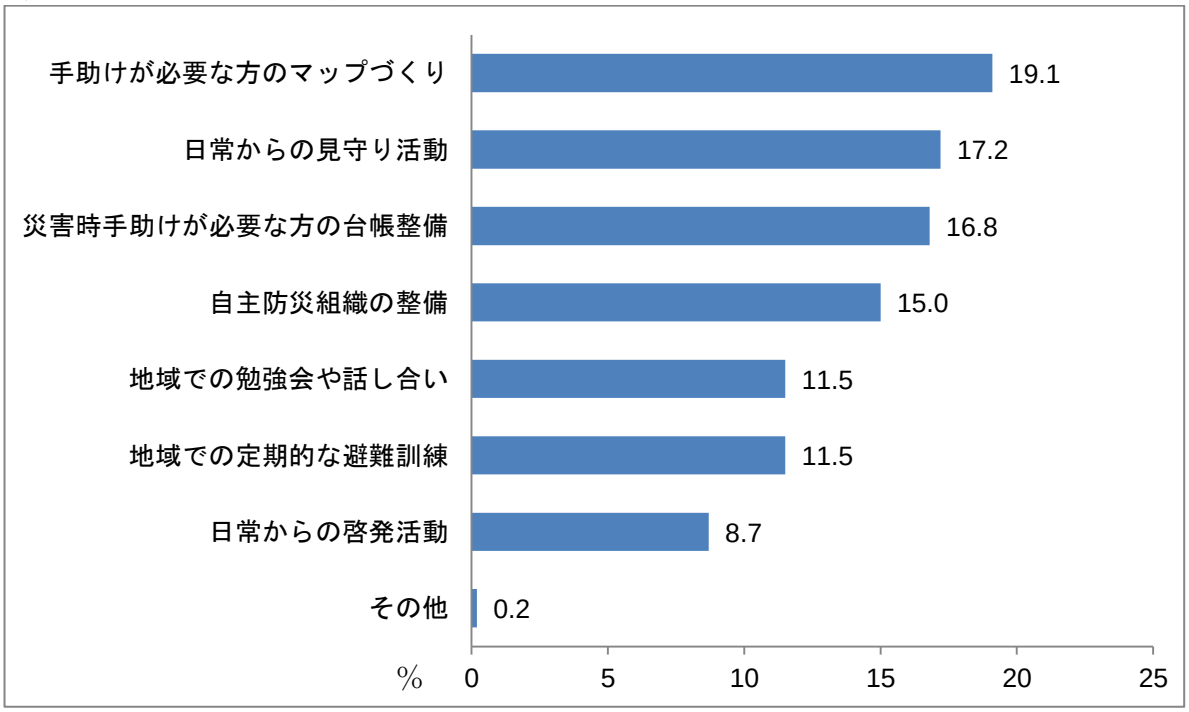

㉓ あなたは洋野町社会福祉協議会を知っていますか。

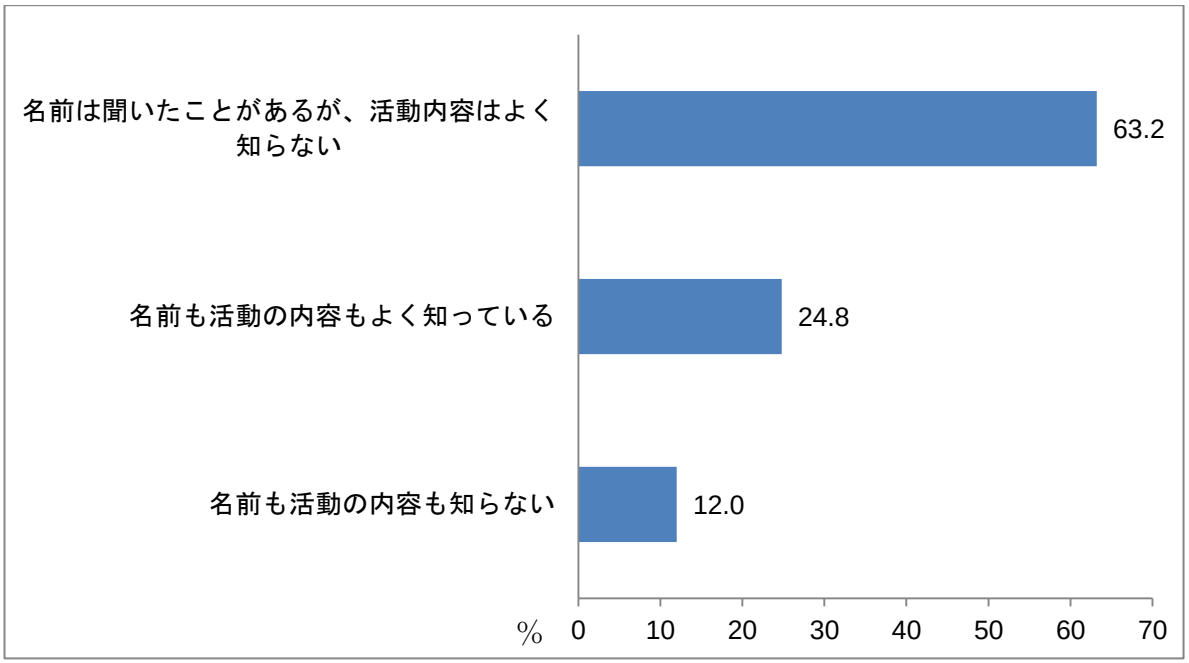

㉔ 洋野町社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後充実して欲しいものはどれですか。（あてはまるもの3つまで○）

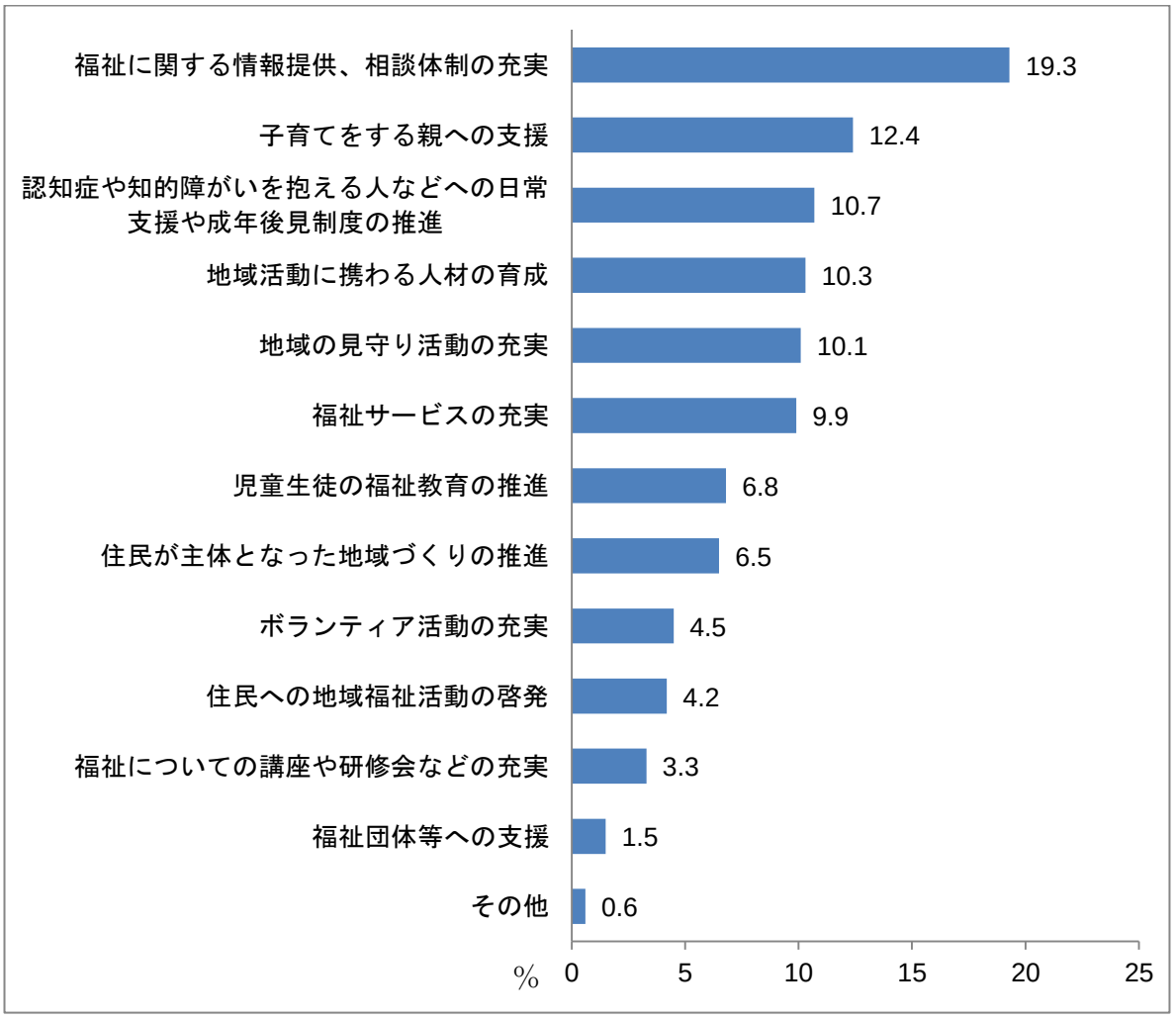

２　住民懇談会等からの意見・要望

①平成 30 年度ふれあい福祉懇談会、洋野町民生委員児童委員協議会、洋野町ボランティア連絡協議会及びＮＰＯ法人エンパワメント輝きからの主な意見・要望等

１．地域福祉全般に関すること

① ひきこもりや徘徊する方が最近多くなってきているように感じます。町や関係機関で連携して、社会復帰できるように支援をしていってほしい。

② 若者は出稼ぎで地元に残っておらず、空き家や高齢化率も増加している現状で将来にわたって地域と役場や社協等と打開策を考えていってほしい。

③ 高齢や障がい等のため買い物に行く手段がない方が増えてきているので、対策を講じていく必要があると思う。

④ ボランティアが高齢化してきており、今後の活動が心配である。若者のボランティア活動への参加促進に努めてほしい。

⑤ 一人暮らし高齢者、認知症高齢者、貧困及びひきこもりなど地域では様々な問題を抱えている人々が増えている。地域での見守りや支援体制を構築するとともに、困難なケースについては専門機関や団体へつなげるなど、地域福祉のネットワークづくりや情報共有に努めてほしい。

２．社会福祉協議会事業に関すること

⑴ふれあいいきいきサロン事業について

① 高齢化が進み、サロンや町の介護予防教室等に参加するにも送迎が無いと参加できなくなってきている。

② サロンの参加者が高齢化・固定化しているので、新しく会員を増やすための対策を検討してほしい。

⑵ひろの出会い支援事業について

① 独身男女のために、今後も事業を続けてほしい。

⑶ひとり暮らし高齢者の集い「ふれあい交流会」について

① 例年、２月下旬から３月上旬に開催しているが、もっと早い時期に開催した方が良いと思う。

⑷安心カード普及事業について

① 以前、消防団で安心カードと同じようなカードを作成して各世帯に設置したことがあるので、消防団と連携して事業を展開していっても良いかと思う。また、火防点検に合わせて、ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、安否確認をしても良いかと思う。

⑸福祉まつりについて

① 町民が参加しやすいように、暖かい時期に開催するとともに、子どもから大人まで広く参加し福祉に理解を得るよう、内容についても工夫してほしい。

３　洋野町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設置）
第１条　洋野町における地域福祉を計画的かつ効果的に推進するため、「洋野町地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定することを目的として、洋野町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
(1) 活動計画の策定に関すること。
(2) その他活動計画策定に必要な事項に関すること。
（組織）
第３条　委員会は、委員 15 名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、洋野町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) 保健医療関係者
(3) 福祉団体の代表者等
(4) 教育関係者
(5) 福祉関係事業者の代表者等
(6) ボランティア団体の代表者等
(7) 行政関係者
(8) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者
２　委員会に、策定オブザーバーを置くことができる。
３　策定オブザーバーは、関係者のうちから、会長が委嘱する。
（任期）
第４条　委員の任期は、委嘱の日から活動計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に、委員長及び副委員長各１名を置き、委員の互選により選任する。
２　委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　委員会は、必要に応じて会長が招集する。
２　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　委員会は、必要に応じ委員以外の関係者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（報酬及び費用弁償）
第７条　委員会に出席した委員への報酬及び費用弁償は、社会福祉法人洋野町社会福祉協議会役員等の報酬、旅費及び費用弁償に関する規程により支給する。
（庶務）
第８条　委員会の庶務は、洋野町社会福祉協議会事務局において処理する。
（補則）
第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

４　第２次洋野町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：平成 30 年 11 月５日～計画策定終了後まで

No.	区　　分	氏　　名	所属等	備　　考
1	学識経験者	吉　田　守　実	八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 准教授	委員長
2	保健医療関係者	髙　村　房　江	町保健推進委員協議会 会長	
3	福祉団体の代表者等	髙　城　岩　雄	町民生委員児童委員協議会 会長 （町社協副会長）	副委員長 社協理事
4		畑　林　貞　夫	町民生委員児童委員協議会 副会長	
5		青　澤　一　義	町老人クラブ連合会 会長	社協理事
6		橋　本　　隆	町身体障がい者協議会 会長	
7		梨　木　和　子	町婦人団体連絡協議会 会長	社協理事
8	教育関係者	山　田　幸　朗	町教育振興会 会長	社協評議員
9	福祉関係事業者の代表者等	野　田　大　介	特別養護老人ホーム久慈平荘 副施設長	
10		澤　里　勇　人	ＮＰＯ法人なんぶワークス洋野 施設長	
11		大　光　テイ子	ＮＰＯ法人エンパワメント輝き 理事長	
12	ボランティア団体の代表者等	澤　村　よう子	町ボランティア連絡協議会 会長	社協理事
13		佐々木　智　子	町ボランティア連絡協議会 監事	社協理事
14	行政関係者	城　下　道　幸	町福祉課 課長	
15		髙　﨑　達　夫	町地域包括支援センター 所長	

第２次洋野町地域福祉活動計画策定委員会オブザーバー名簿

任期：平成 30 年 11 月５日～計画策定終了後まで

No.	区　　分	氏　　名	所属等
1	行政関係者	信　田　裕　子	町福祉課 課長補佐（兼 児童福祉係長）
2		渡　辺　リツ子	町地域包括支援センター 所長補佐（兼 包括支援係長）
3		大久保　憲　仁	町福祉課 係長（社会福祉係長）

第２次洋野町地域福祉活動計画

発　行　日：平成 31 年３月
発行・編集：社会福祉法人洋野町社会福祉協議会
本所
〒028-7914
岩手県九戸郡洋野町種市第 23 地割 27 番地２
ＴＥＬ:0194-65-5360／ＦＡＸ：0194-65-5450
大野事務所
〒028-8802
岩手県九戸郡洋野町大野第 56 地割 78 番地 30
ＴＥＬ:0194-77-2180／ＦＡＸ：0194-77-2181